

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年3月31日
【計算期間】	第7期中（自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日）
【ファンド名】	レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラ スト - テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ （Red Arc Global Investments (Cayman) Trust - Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series）
【発行者名】	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・ リミテッド （Citigroup First Investment Management Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役 ソン・リ （Song Li, Director）
【本店の所在の場所】	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャンピオン・タワー 50 / F （50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 同 飯村 尚久
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

## 1【ファンドの運用状況】

レッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト-テンブルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下、「ファンド」または「サブ・ファンド」といい、レッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラストを「トラスト」という。)の運用状況は、以下のとおりである。

### (1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2020年1月末日現在)

資産の種類	発行地	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	11,065,734.78	99.61
現金・その他の資産(負債控除後)		43,343.88	0.39
合計 (純資産価額)		11,109,078.66 (約1,212百万円)	100.00

(注1)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2)米ドル、豪ドルおよびユーロの円換算額は、便宜上、それぞれ2020年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.06円、1豪ドル=73.29円、1ユーロ=120.30円)による。以下同じ。

(注3)サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、米ドル建て受益証券、豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券およびユーロ建て(ヘッジあり)受益証券は、それぞれ米ドル建て、豪ドル建ておよびユーロ建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル、豪ドルまたはユーロをもって行う。

(注4)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

## (2) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2020年1月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

<米ドル建て受益証券>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
2019年2月末日	10,908,675.85	1,189,700	10.419	1,136
3月末日	10,553,683.21	1,150,985	10.238	1,117
4月末日	10,695,760.65	1,166,480	10.419	1,136
5月末日	10,492,455.95	1,144,307	10.290	1,122
6月末日	10,731,974.05	1,170,429	10.347	1,128
7月末日	10,426,367.41	1,137,100	10.503	1,145
8月末日	9,570,671.48	1,043,777	9.915	1,081
9月末日	9,420,059.13	1,027,352	9.994	1,090
10月末日	9,189,481.66	1,002,205	9.976	1,088
11月末日	9,124,684.25	995,138	9.932	1,083
12月末日	8,776,784.90	957,196	10.016	1,092
2020年1月末日	8,169,914.39	891,011	10.025	1,093

(注) 2019年6月末日および12月末日の純資産価額および1口当たり純資産価格の財務書類(ファンドの経理状況)記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じている。以下同じ。

## &lt;豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券&gt;

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	（豪ドル）	（千円）	（豪ドル）	（円）
2019年2月末日	3,899,337.46	285,782	10.758	788
3月末日	3,827,910.56	280,548	10.560	774
4月末日	4,493,743.95	329,346	10.738	787
5月末日	4,432,238.08	324,839	10.590	776
6月末日	4,463,685.73	327,144	10.636	780
7月末日	4,471,441.84	327,712	10.782	790
8月末日	4,191,381.93	307,186	10.155	744
9月末日	4,224,084.24	309,583	10.222	749
10月末日	4,105,361.78	300,882	10.186	747
11月末日	3,809,836.39	279,223	10.130	742
12月末日	3,326,621.20	243,808	10.197	747
2020年1月末日	3,290,558.30	241,165	10.193	747

## &lt;ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券&gt;

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（円）
2019年2月末日	824,082.22	99,137	9.641	1,160
3月末日	807,320.42	97,121	9.445	1,136
4月末日	819,272.65	98,558	9.585	1,153
5月末日	806,525.96	97,025	9.436	1,135
6月末日	768,129.56	92,406	9.461	1,138
7月末日	758,457.20	91,242	9.578	1,152
8月末日	713,717.89	85,860	9.013	1,084
9月末日	717,365.60	86,299	9.059	1,090
10月末日	714,217.97	85,920	9.019	1,085
11月末日	707,128.72	85,068	8.966	1,079
12月末日	710,942.73	85,526	9.014	1,084
2020年1月末日	663,960.49	79,874	8.999	1,083

## &lt; 参考情報 &gt;

## 純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

&lt;米ドル建て受益証券&gt;

(2013年9月13日(運用開始日)～2020年1月末日)



&lt;豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券&gt;

(2013年9月13日(運用開始日)～2020年1月末日)



&lt;ユーロ建て(ヘッジあり)受益証券&gt;

(2013年9月13日(運用開始日)～2020年1月末日)



## 【分配の推移】

該当事項なし。

## 【収益率の推移】

## &lt;米ドル建て受益証券&gt;

期間	収益率(注)
2019年2月1日～2020年1月末日	- 2.41%

## &lt;豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券&gt;

期間	収益率(注)
2019年2月1日～2020年1月末日	- 3.96%

## &lt;ユーロ建て(ヘッジあり)受益証券&gt;

期間	収益率(注)
2019年2月1日～2020年1月末日	- 5.57%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$ 

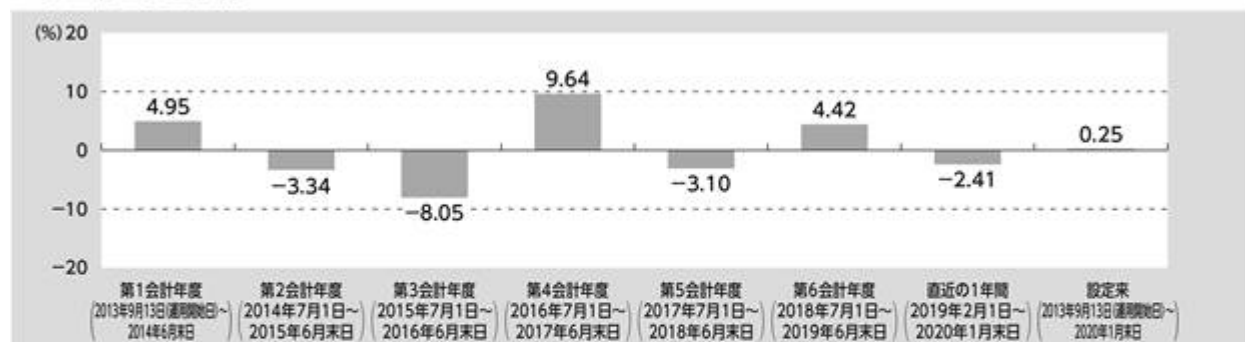
a = 上記期間末の1口当たり純資産価格(上記期間の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 上記期間の直前の営業日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

## &lt;参考情報&gt;

## 収益率の推移

## &lt;米ドル建て受益証券&gt;



## &lt;豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券&gt;



## &lt;ユーロ建て(ヘッジあり)受益証券&gt;



(注) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a = 会計年度末(または上記期間末)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末(または当該期間の直前の営業日)の1口当たり純資産価格(分配金の額)

(第1会計年度および設定来の場合、1口当たり当初発行価格(米ドル建て受益証券:10米ドル、豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券:10豪ドル、ユーロ建て(ヘッジあり)受益証券:10ユーロ))

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

## 2【販売及び買戻しの実績】

2020年1月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2020年1月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

### <米ドル建て受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
71,471.170 (71,471.170)	309,970.773 (309,970.773)	814,944.034 (814,944.034)

### <豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
65,228.110 (65,228.110)	102,596.848 (102,596.848)	322,831.952 (322,831.952)

### <ユーロ建て(ヘッジあり)受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
0 (0)	11,695.065 (11,695.065)	73,781.286 (73,781.286)

(注) 括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。

### 3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。 )。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。 )の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドル、豪ドルおよびユーロで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について、2020年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.06円、1豪ドル=73.29円および1ユーロ=120.30円)で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。

## (1)【資産及び負債の状況】

## 財政状態計算書

2019年12月31日現在

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

注	2019年12月31日 (未監査)		2019年6月30日 (監査済)		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
<b>資産</b>					
<b>流動資産</b>					
現金および現金同等物	3,11	92,345	10,071	388,599	42,381
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4	11,857,510	1,293,180	14,578,197	1,589,898
<b>資産合計</b>		<b>11,949,855</b>	<b>1,303,251</b>	<b>14,966,796</b>	<b>1,632,279</b>
<b>負債</b>					
<b>流動負債</b>					
未払費用およびその他債務	11	42,367	4,621	59,907	6,533
ブローカーに対する債務	5	-	-	150,000	16,359
買戻しに係る未払金	6	11,037	1,204	24,364	2,657
<b>負債合計(受益証券保有者に帰属する純資産を除く)</b>		<b>53,404</b>	<b>5,824</b>	<b>234,271</b>	<b>25,550</b>
<b>受益証券保有者に帰属する純資産</b>	10	<b>11,896,451</b>	<b>1,297,427</b>	<b>14,732,525</b>	<b>1,606,729</b>
<b>発行済受益証券数合計</b>					
<b>豪ドル建て(ヘッジあり)</b>					
クラス	10(a)	326,258口		419,677口	
<b>ユーロ建て(ヘッジあり)</b>					
クラス	10(a)	78,872口		81,189口	
米ドル建てクラス	10(a)	876,266口		1,037,243口	
<b>受益証券1口当たり純資産価格</b>					
<b>豪ドル建て(ヘッジあり)</b>					
クラス		10.199豪ドル	747円	10.638豪ドル	780円
<b>ユーロ建て(ヘッジあり)</b>					
クラス		9.016ユーロ	1,085円	9.463ユーロ	1,138円
米ドル建てクラス		10.019米ドル	1,092円	10.349米ドル	1,129円

8ページから47ページ(訳注：原文のページ)の注記は本中間財務書類の一部である。

## 包括利益計算書

2019年7月1日から2019年12月31日までの期間

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

	注	2019年7月1日から 2019年12月31日までの期間 (未監査)		2018年7月1日から 2018年12月31日までの期間 (未監査)	
		米ドル	千円	米ドル	千円
受取利息	7,11	314	34	243	27
純損益を通じて公正価値で測定 する金融資産に係る純(損失)/ 利得	8	(420,143)	(45,821)	348,927	38,054
正味為替差益/(損)		355	39	(1,468)	(160)
(損失)/利益合計		(419,474)	(45,748)	347,702	37,920
管理会社報酬	11	(10,547)	(1,150)	(11,723)	(1,279)
受託会社報酬	11	(3,265)	(356)	(5,209)	(568)
管理事務代行会社、名義書換代 理人および保管会社報酬	11	(3,955)	(431)	(4,396)	(479)
販売会社報酬	11	(49,438)	(5,392)	(54,952)	(5,993)
代行協会員報酬	11	(659)	(72)	(733)	(80)
サービス・プロバイダー報酬	11	(5,273)	(575)	(5,862)	(639)
設立費用		-	-	57	6
監査報酬		(17,293)	(1,886)	(16,315)	(1,779)
財務書類作成報酬	11	(6,017)	(656)	(5,951)	(649)
専門家報酬	11	(5,622)	(613)	-	-
弁護士報酬		(3,709)	(405)	(2,488)	(271)
その他		(316)	(34)	(3,555)	(388)
営業費用合計		(106,094)	(11,571)	(111,127)	(12,120)
運用による受益証券保有者に帰 属する純資産の変動および当期 包括利益合計		(525,568)	(57,318)	236,575	25,801

8 ページから47ページ(訳注：原文のページ)の注記は本中間財務書類の一部である。

## 受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2019年7月1日から2019年12月31日までの期間

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

注	2019年7月1日から 2019年12月31日までの期間 (未監査)		2018年7月1日から 2018年12月31日までの期間 (未監査)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
7月1日残高	14,732,525	1,606,729	15,316,162	1,670,381
受益証券保有者との取引				
受益証券の販売				
豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	10(a) 3,430	374	181,333	19,776
ユーロ建て(ヘッジあり)クラス	10(a) -	-	3,438	375
米ドル建てクラス	10(a) 8,000	872	-	-
	11,430	1,247	184,771	20,151
受益証券の買戻し				
豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	10(a) (653,658)	(71,288)	(119,982)	(13,085)
ユーロ建て(ヘッジあり)クラス	10(a) (24,661)	(2,690)	(282,773)	(30,839)
米ドル建てクラス	10(a) (1,643,617)	(179,253)	(1,237,764)	(134,991)
	(2,321,936)	(253,230)	(1,640,519)	(178,915)
受益証券保有者との取引合計	(2,310,506)	(251,984)	(1,455,748)	(158,764)
運用による受益証券保有者に帰属 する純資産の変動および当期包括 利益合計	(525,568)	(57,318)	236,575	25,801
12月31日残高	11,896,451	1,297,427	14,096,989	1,537,418

8ページから47ページ(訳注：原文のページ)の注記は本中間財務書類の一部である。

## キャッシュ・フロー計算書

2019年7月1日から2019年12月31日までの期間

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

注	2019年7月1日から 2019年12月31日までの期間 (未監査)		2018年7月1日から 2018年12月31日までの期間 (未監査)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動				
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動および当期包括利益合計	(525,568)	(57,318)	236,575	25,801
調整：				
受取利息	(314)	(34)	(243)	(27)
未実現純損失/(利益)	527,522	57,532	(367,665)	(40,098)
運転資本変動前営業利益/(損失)	1,640	179	(131,333)	(14,323)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の減少	2,193,165	239,187	1,742,344	190,020
ブローカーに対する債務の減少	(150,000)	(16,359)	-	-
未払費用およびその他債務の減少	(17,540)	(1,913)	(8,226)	(897)
利息受取額	314	34	243	27
営業活動から生じた正味現金	2,027,579	221,128	1,603,028	174,826
財務活動				
受益証券の販売による収入	11,430	1,247	184,771	20,151
受益証券の買戻しに係る支払額	(2,335,263)	(254,684)	(1,750,739)	(190,936)
財務活動に使用した正味現金	(2,323,833)	(253,437)	(1,565,968)	(170,784)
現金および現金同等物の純(減少)/増加	(296,254)	(32,309)	37,060	4,042
7月1日現在の現金および現金同等物	388,599	42,381	145,622	15,882
12月31日現在の現金および現金同等物	3 92,345	10,071	182,682	19,923

8ページから47ページ(訳注：原文のページ)の注記は本中間財務書類の一部である。

## 中間財務書類に対する注記

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

## 1 概要

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)は、管理会社としてのシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)と受託会社としてのCIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)(以下あわせて「経営陣」という。)の間で2008年10月21日に締結され、2015年3月10日に修正および改訂された信託証書によりケイマン諸島の信託法に基づいて免除信託として設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、2008年10月27日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。テンブルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「サブ・ファンド」という。)は2013年8月5日に設立された。サブ・ファンドの最初の取引日は2013年9月17日であった。

サブ・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することである。サブ・ファンドは、テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド(以下「マスター・ファンド」という。)の米ドル建て投資証券クラスに主に投資することにより本投資目的の達成を目指す。

2019年12月31日現在、トラストおよびサブ・ファンドには従業員はいなかった。サブ・ファンドの投資活動は、管理会社によって管理されている。サブ・ファンドの管理事務代行および保管機能は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店(以下「管理事務代行会社」および「保管会社」という。)に委託されている。株式会社SMB C信託銀行は、サブ・ファンドの販売会社(以下「販売会社」という。)である。

## 2 重要な会計方針

## (a)法令遵守の表明

本中間財務書類は、香港会計基準(以下「HKAS」という。)第34号「期中財務報告」および該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表したすべての適用可能な個別のHKFRS、HKASおよび解釈指針、ならびに香港で一般に公正妥当と認められている会計原則を含む総称である。サブ・ファンドが適用した重要な会計方針の要約は、以下に記載されている。

本中間財務書類には、2019年12月31日現在の財政状態計算書、2019年7月1日から2019年12月31日までの期間における包括利益計算書、受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記からなる財務書類が含まれている。

HKICPAは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、または早期適用が認められる特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。注記2(d)は、本中間財務書類に反映されている当会計期間および前会計期間のサブ・ファンドに関連する範囲で、これらの修正の初度適用による会計方針の変更に関する情報を提供している。

## (b)作成の基礎

サブ・ファンドの受益証券は米ドル建てで発行および買戻しが行われ、サブ・ファンドのパフォーマンスは米ドル建てで測定されるという事実を反映して、本中間財務書類の機能通貨および表示通貨は、ケイマン諸島の現地通貨ではなく、米ドルである（1米ドル単位に四捨五入される）。

本中間財務書類の作成に使用される測定基準は、取得原価主義である。ただし、一部の金融商品は、下記の注記2(e)の会計方針において説明されているように、その公正価値で計上される。その他の金融資産および金融負債は、償却原価または買戻可能価額（買戻可能受益証券）で計上される。

H K F R S に準拠した中間財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期と将来の期間の両方に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

本中間財務書類に重要な影響を及ぼすH K F R S の適用に際して経営陣が行った判断および見積りの不確実性の主な原因については、注記12に記載されている。

## (c)外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日における為替レートで米ドルに換算されている。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の為替レートで米ドルに換算されている。

換算により生じる外貨換算差額は、正味為替差損益として純損益に認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債から生じるものを除く。これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品による純損益の構成要素として認識される。

## (d)会計方針の変更

H K I C P A は、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、多くのH K F R S の修正を公表した。

### - H K F R S 第9号「金融商品」

サブ・ファンドは、H K F R S 第9号と同時に適用されたH K F R S 第9号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」を除き、当会計期間において未発効の新基準または解釈指針を適用していない(注記13参照)。

HKFRS第9号の経過措置で認められているとおり、本中間財務書類全体の比較情報は、本基準の要求事項を反映するために一般的には修正再表示されていない。

以下の変更を除き、サブ・ファンドは、注記2(e)に記載されている会計方針を本中間財務書類に表示されているすべての期間において首尾一貫して適用している。

#### HKFRS第9号「金融商品」

HKFRS第9号は、金融資産、金融負債および非金融項目を売買する一部の契約を認識し、測定するための要求事項を規定している。本基準は、HKAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるものである。

HKFRS第9号の適用により、サブ・ファンドは、それに伴うHKAS第1号「財務諸表の表示」の修正を適用し、以下が要求されることとなった。

- 金融資産の減損は包括利益計算書上の独立の表示科目に表示される。HKAS第39号では、損失が発生した場合に減損が認識された。サブ・ファンドは従来、発生した損失を報告していなかった。
- 実効金利法を用いて計算した償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値(以下「FVOCI」という。)で測定する金融資産から生じる受取利息を包括利益計算書に区分表示する。サブ・ファンドは従来、この金額を財務書類に対する注記において開示していた。

HKFRS第9号の適用は、サブ・ファンドの受益証券保有者に帰属する純資産に重要な影響を及ぼさなかった。

#### 金融資産および金融負債の分類および測定

HKFRS第9号は、金融資産について、償却原価、FVOCI、純損益を通じた公正価値(以下「FVTPL」という。)で測定される3つの主要な測定区分を含んでいる。HKFRS第9号に基づく金融資産の分類は、金融資産が管理される事業モデルおよびその契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいている。HKFRS第9号により、満期保有投資、貸付金および債権、売却可能という従来のHKAS第39号の区分は廃止される。HKFRS第9号の下では、主契約が本基準の範囲に該当する金融資産である契約に組み込まれたデリバティブは、区分されない。代わりに、混合金融商品全体の分類が検討される。

HKFRS第9号は、金融負債の分類および測定に関するHKAS第39号の現行の要求事項の大部分を維持する。

HKFRS第9号の適用は、サブ・ファンドの金融負債に関する会計方針に重要な影響を及ぼさなかった。

サブ・ファンドがHKFRS第9号に基づいて金融商品を分類および測定し、関連する利得および損失を会計処理する方法の説明については、注記2(e)を参照のこと。

以下の表および注記は、2018年7月1日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の各クラスについて、HKAS第39号における当初の測定区分およびHKFRS第9号における新たな測定区分を説明している。

	HKAS第39号に基づく	HKFRS第9号に基づく
注	当初の分類	新たな分類

**金融資産**

現金および現金同等物		貸付金および債権	償却原価
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	(a)	FVTPL測定に指定	強制的にFVTPL で測定

**金融負債**

未払費用およびその他債務		償却原価	償却原価
受益証券買戻未払金		償却原価	償却原価
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	(a)	FVTPL測定に指定	強制的にFVTPL で測定

(a) HKAS第39号では、これらの金融商品は、公正価値ベースで管理され、その業績が公正価値ベースで監視されているため、FVTPL測定に指定されている。当該資産は、HKFRS第9号に基づいて強制的にFVTPLで測定されるものとして分類されている。

2018年7月1日現在のすべての金融負債の帳簿価額は、HKFRS第9号の初度適用による影響を受けていない。

**.金融資産の減損**

HKFRS第9号は、HKAS第39号の「発生損失」モデルを予想信用損失(以下「ECL」という。)モデルに置き換える。新たな減損モデルは、償却原価で測定する金融資産およびFVOCIで測定する負債性金融商品に適用されるが、資本性金融商品への投資には適用されない。HKFRS第9号では、信用損失はHKAS第39号に基づくよりも早い時点で認識される。

2018年7月1日現在の金融資産の帳簿価額に対するHKFRS第9号の適用による影響は、新たな減損要求事項のみに関連している。管理会社は、取引相手方が近い将来に契約上の義務を履行するための高い能力を有しているため、債務不履行の可能性はゼロに近いと考えている。2018年7月1日現在、HKFRS第9号の減損要求事項の適用開始時の現金および現金同等物に係る減損引当金は認識されていない。したがって、金融資産の帳簿価額は同じである。

**.移行**

HKFRS第9号の適用による会計方針の変更は、以下に記載のものを除き、遡及的に適用される。

- 比較対象期間の修正再表示は一般的には行われず、HKFRS第9号の適用により生じる金融資産の帳簿価額の差異は、2018年7月1日現在の受益証券保有者に帰属する純資産に認識される。このため、2018年に公表された情報は、HKFRS第9号の要求事項ではなく、HKAS第39号の要求事項を反映している。
- サブ・ファンドは、比較対象期間の修正再表示を行うのではなく、HKFRS第9号からHKAS第1号への修正により、事後的に償却原価またはFVOCIで測定する金融資産からの受取利息を包括利益計算

書の独立の表示科目として表示する要求事項が導入されたことを考慮して免除規定を適用した。比較対象期間および報告期間において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの受取利息はない。

- 以下の評価は、適用開始日に存在していた事実および状況に基づいて行われた。
  - 金融資産を保有する事業モデルの決定
  - F V T P L で測定する特定の金融資産の従前の指定の取消し

#### (e) 金融商品

##### ( ) 当初認識

サブ・ファンドは、下記( )に記載されるように、設立時にその金融商品を様々なカテゴリーに分類している。金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る取引費用は、直ちに費用計上される。

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の通常の売買は、取引日基準で認識される。当該取引日より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動により生じた利得および損失が発生時に計上される。

##### ( ) 区分

##### (A) 2018年7月1日から適用された方針

当初認識時に、サブ・ファンドは償却原価またはF V T P Lで測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「S P P I」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

サブ・ファンドのその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

##### (B) 事業モデル評価

サブ・ファンドは、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションを関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、サブ・ファンドの経営陣に報告されているか

- 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 経営陣にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、サブ・ファンドが資産を継続的に認識していることと整合しており、この目的のための売却とはみなされない。

サブ・ファンドは、2つの事業モデルがあると判断した。

- 回収のために保有する事業モデル：これには、現金および現金同等物が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- その他の事業モデル：これには、デリバティブ金融商品が含まれる。当該金融商品は、管理とその業績評価が公正価値ベースで行われ、頻繁に売却が発生している。

#### 契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、サブ・ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。サブ・ファンドは、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素
- サブ・ファンドの請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

サブ・ファンドは、事業モデルと契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて投資を分類している。したがって、サブ・ファンドは、デリバティブ金融資産へのすべての投資を、FVTPLで測定する金融資産の区分に分類する。償却原価で測定する金融資産には、現金および現金同等物が含まれている。

#### 分類変更

金融資産は、サブ・ファンドが金融資産の管理に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後に再分類されない。この場合、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日に分類変更される。

### (C) 2018年7月1日より前に適用された方針

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、売却目的で保有する金融資産および金融負債、ならびに当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債から構成される。

売買目的の金融商品は、主に短期の利益獲得目的で取得または負担する売買目的の金融資産および金融負債である。また、デリバティブは売買目的の金融商品として会計処理される。

金融商品は、以下の場合、当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定される。

- 資産または負債が公正価値基準で管理、評価および内部報告される。
- 公正価値での測定により、発生する可能性のある会計上のミスマッチが解消または大幅に軽減される。
- 資産または負債が、契約に基づいて要求される可能性のあるキャッシュ・フローを大幅に修正する組込デリバティブを含んでいる。
- 金融商品からの組込デリバティブの分離が禁止されていない。

この区分の金融資産および金融負債は公正価値で計上される。公正価値の変動は発生期間の純損益に含まれる。売却または買戻しの時点で、売却純収入または正味支払額と帳簿価額の差額は純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る実現純利益または損失に含まれる。

サブ・ファンドは、認識の中止に際して純損益に認識される実現損益の決定に加重平均法を利用している。

貸付金および債権に分類される金融資産は、該当する場合には減損控除後の実効金利法を用いた償却原価で計上される。貸付金および債権に分類される金融資産には、現金および現金同等物が含まれている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されない金融負債は、実効金利法を用いた償却原価で測定され、未払費用およびその他債務、ブローカーに対する債務ならびに買戻しに係る未払金を含む。

### ( ) 公正価値測定基準

公正価値とは、主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、測定日においてサブ・ファンドがアクセスを有する最も有利な市場での、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

入手可能な場合には、サブ・ファンドは、活発な市場における相場価格を用いて金融商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場が活発であるとみなされる。

公認証券取引所の取引相場価格や取引所で取引されない金融商品に関するブローカー/ディーラーによる価格がない場合、もしくは市場が活発でない場合、当該商品の公正価値は、実際の市場取引において入手し得る価格に関する確実な見積りを提供する評価技法を用いて見積られる。

当初認識時における金融商品の公正価値についての最善の証拠は通常、取引価格 - すなわち、与えた、または受領した対価の公正価値である。サブ・ファンドが、当初認識時における公正価値が取引価格と異なっており、公正価値が、同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格によって証明されていない、もしくは観察可能な市場からのデータのみを使用した評価技法に基づいていないと判断する場合、金融商品は、当初認識時における公正価値と取引価格の間の差異を繰り延べるために調整された公正価値で当初測定される。その後、この差異は、当該商品の存続期間にわたって適切な基準により純損益に認識される。ただし、評価が観察可能な市場データにより全面的に支援されている期間、または取引が完了するまでの期間に限られている。

割引キャッシュ・フロー法が利用される場合、見積将来キャッシュ・フローは、経営陣の最善の見積りに基づいており、使用される割引率は条件が類似する商品に適用される報告年度末現在の市場レートである。他の価格決定モデルが利用される場合、インプットは報告年度末現在の市場データに基づいている。

サブ・ファンドは、振替が生じる報告年度末時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識する。

## ( )減損

### (A) 2018年7月1日から適用された方針

サブ・ファンドは、償却原価で測定する金融資産について、ECLに対する損失評価引当金を認識している。

サブ・ファンドは、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

サブ・ファンドは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判断する際、またECLを見積もる際に、関連性があり、過大なコストや労力を掛けずに、入手可能である合理的で裏付け可能な情報について考慮する。これには、サブ・ファンドの過去の経験および情報に基づく信用評価による、また将来予測的な情報を含む、量的および定性的情報と分析の両方が含まれる。

サブ・ファンドは、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

サブ・ファンドは、以下の場合に、金融資産が債務不履行に陥っているとみなす。

- サブ・ファンドが有価証券の現金化(保有されている場合)といった行動に遡及権を有していない場合で、借手がサブ・ファンドに対する信用義務を全額支払う可能性が低い場合
- 金融資産の期限経過が90日超である場合

サブ・ファンドは、取引相手方の信用格付けが「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融資産の信用リスクは低いとみなしている。サブ・ファンドは、これをムーディーズのB a a 3以上またはスタンダード&プアーズのB B B-以上とみなしている。

全期間のE C Lとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるE C Lである。

12ヶ月のE C Lは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるE C Lの一部である。

E C Lを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、サブ・ファンドが信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

#### E C Lの測定

E C Lは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、企業が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、サブ・ファンドが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。E C Lは金融資産の実効金利で割り引かれる。

#### 信用減損金融資産

サブ・ファンドは、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 債務者または発行者の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

#### 財政状態計算書におけるE C L引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

#### 直接償却

サブ・ファンドがある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

#### (B) 2018年7月1日より前に適用された方針

取得原価または償却原価で計上される金融資産は、減損の客観的証拠があるかどうかを判断するために報告期間の期末時点で検討される。かかる兆候がある場合には、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として純損益において認識される。

以後の期間において、償却原価で計上される金融資産に対して認識される減損損失の額が減少し、その減少が評価減の後に発生した事象に客観的に関連付けることができる場合には、当該評価減は純損益を通じて戻し入れられる。過年度において減損損失が認識されなかったと仮定した場合に算定される、当該資産の帳簿価額を限度として減損損失の戻し入れが行われる。

( )認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産が所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値とともに譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、取消または消滅した場合に、認識が中止される。

( )組成された企業

組成された企業とは、誰が当該企業を支配しているのかを決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業である(あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、実質的意義のある活動は契約上の取決めによって指図される場合など)。

組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動
- 限られた範囲の十分に明確化された目的(例えば、組成された企業の資産に関連するリスクとリターンを投資家に移転することによる投資家への投資機会の提供など)
- 組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中を生み出す、投資家に対する契約上関連した複数の金融商品の形での資金調達(トランシェ)

経営陣は、サブ・ファンドのマスター・ファンドへの投資(注記9(a)参照)が非連結の組成された企業への投資であり、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注記4参照)として分類され则认为している。マスター・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することである。マスター・ファンドは、資本関係のない資産管理者により管理されており、その投資目的を達成するために様々な投資戦略を適用している。

マスター・ファンドは、主に、世界各国の政府または政府関係機関が発行する固定および変動利付債券ならびに債務のポートフォリオに投資する。マスター・ファンドは、低水準ながら、あらゆる国の企業が発行する、あらゆるクオリティの債券および国際的な企業の債券に投資することができる。マスター・ファンドは、ヘッジおよび投資目的でデリバティブを利用することができる。デリバティブは、市場に対するエクスポージャーを伴う積極的な投資運用商品として利用される。マスター・ファンドは、ルクセンブルグの営業日に所有者の選択により売却可能な、償還可能持分を発行することにより、その運用に係る資金を調達し、所有者にマスター・ファンド純資産の比例持分に相当する権利を与える。サブ・ファンドは、マスター・ファンドの償還可能持分を保有するものの、マスター・ファンドに出資は行っていない。2019年12月31日現在、サブ・ファンドは、マスター・ファンドの償還可能持分価額合計の0.09%(2019年6月30日現在(監査済):0.10%)を保有していた。

マスター・ファンドに対するサブ・ファンドの持分は、各募集要項の条件に従い、マスター・ファンドの将来価値の不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受ける。経営陣は、マスター・ファンドの戦略およびマスター・ファンドの管理会社の全体的なクオリティの検討を含む、マスター・ファンドに関する広範囲にわたるデュー・ディリジェンスの後に投資判断を行う。

マスター・ファンドの公正価値の変動は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損失/利得」に含まれている。

( )相殺

金融資産および金融負債は、サブ・ファンドが該当金額を相殺する法的権利を有しており、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかの意図を有している場合にのみ、相殺して財政状態計算書に純額で表示される。

(f)現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行に対する預金を含む。現金同等物とは、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得時点で満期まで3ヶ月以内である流動性の高い短期投資である。

(g)受取利息

受取利息は、取得日または発生日に算定される商品の当初の実効金利を用いて、発生時に純損益に認識される。受取利息には、割引またはプレミアムの償却費、取引費用あるいは利付商品の当初の帳簿価額と実効金利ベースで算定される満期時の金額とその他の差額が含まれている。

本国で課税された源泉徴収税の総額が計上され、かかる税金がある場合には、個別に純損益に認識される。

(h)純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得または損失

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得または損失には、すべての実現および未実現の公正価値の変動と為替換算差額が含まれているが、受取利息は含まれていない。

(i)費用

サブ・ファンドの費用はすべて、発生基準で純損益に認識される。

(j)法人税

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の課税制度に基づいて、サブ・ファンドは、収益、利益またはキャピタル・ゲインに係る税金の支払いを免除されている。トラストは、ケイマン諸島の総督から、トラストの設立日から50年間、税金が免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本中間財務書類において計上されていない。

## 香港

サブ・ファンドには、その投資活動のいずれに関しても香港の税金が課されないことが予想される。

### (k) 受益証券保有者による受益証券の現金化

受益証券保有者は、香港、ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京の各地において商業銀行が営業している日、および/または管理会社により適宜書面で指定される他の日(以下「買戻日」という。)に、受益証券を現金化できる。受益証券は、関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格で現金化される予定である。受益証券1口当たり純資産価格は、該当する買戻日現在のサブ・ファンドの純資産価額を参照して算定される。

### (l) 発行済受益証券

サブ・ファンドは、金融商品の契約内容に応じて、発行済金融商品を金融負債または持分商品に分類している。

発行体が現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務を含んでいるプッタブル金融商品は、以下の条件をすべて満たす場合に資本として分類される。

- ( ) サブ・ファンドの清算の場合に、保有者にサブ・ファンドの純資産の比例持分に応じた権利を与える。
- ( ) その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある。
- ( ) その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある金融商品がすべて同じ特性を有する。
- ( ) サブ・ファンドが現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務以外に、当該商品に負債としての分類が必要となる他の特性が含まれていない。
- ( ) その契約期間にわたって当該商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、当該商品の契約期間にわたるサブ・ファンドの純損益、認識される純資産の変動、または認識・未認識純資産の公正価値の変動に基づいている。

サブ・ファンドの買戻可能受益証券は金融負債として分類され、買戻価格の現在価値で測定される。

サブ・ファンドは買戻可能受益証券を3つのクラス(豪ドル建て(ヘッジあり)、ユーロ建て(ヘッジあり)および米ドル建てクラス)として発行している。豪ドル建て(ヘッジあり)、ユーロ建て(ヘッジあり)および米ドル建てクラスは、様々なクラスの受益証券が異った通貨(以下「参照通貨」という。)建てであることを除き、金融商品のうち最劣後のクラスであり、すべての重要な点で同順位であり、同一の条件が付されている。買戻可能受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、サブ・ファンドの該当するクラスの受益証券の純資産に対する受益証券保有者の持分に比例する価額の現金で買戻しを請求する権利を受益証券保有者に提供している。

### (m) 関連当事者

(a) 以下に該当する人物または当該人物の近親者は、サブ・ファンドに関連している。

- ( ) サブ・ファンドに対して支配権または共同支配権を有している。
- ( ) サブ・ファンドに重要な影響力を行使することができる。あるいは
- ( ) サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社の経営幹部の一員である。

(b) 以下の条件のいずれかが該当する事業体は、サブ・ファンドに関連している。

- ( ) 当該事業体とサブ・ファンドが同じグループの一員である(すなわち、サブ・ファンドの親会社、子会社および兄弟会社が互いに関連している。 )。
- ( ) 一方の事業体が、もう一方の事業体の関連会社または合併事業(あるいはもう一方の事業体が属しているサブ・ファンドの別の事業体の関連会社または合併事業)である。
- ( ) 両方の事業体がいずれも同じ第三者の合併事業である。
- ( ) 一方の事業体が第三者の事業体の合併事業であり、もう一方の事業体はその第三者の事業体の関連会社である。
- ( ) 当該事業体がサブ・ファンドまたはサブ・ファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である。
- ( ) 当該事業体が(a)で特定した人物の支配下または共同支配下にある。
- ( ) (a)( )で特定した人物が当該事業体に重要な影響力を行使することができる、あるいは当該事業体(または当該事業体の親会社)の経営幹部の一員である。
- ( ) 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社に経営幹部サービスを提供する。

ある人物の近親者とは、サブ・ファンドとの取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

### 3 現金および現金同等物

	2019年12月31日 (未監査) 米ドル	2019年6月30日 (監査済) 米ドル
銀行に対する当座預金	92,345	388,599

サブ・ファンドが保有する現金は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。

#### 4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2019年12月31日 (未監査) 米ドル	2019年6月30日 (監査済) 米ドル
<b>純損益を通じて公正価値で測定する金融資産</b>		
デリバティブ以外の金融商品：		
- 非上場オープン・エンド型マスター・ ファンドであるテンブルトン世界債券 ファンドへの投資	11,821,536	14,539,053
デリバティブ金融商品		
- 先渡為替予約	35,974	39,144
	11,857,510	14,578,197

#### 5 ブローカーに対する債務

当該残高は未決済の購入に関するブローカーに対する債務の金額を示しており、1ヶ月以内に決済される見込みである。

#### 6 買戻しに係る未払金

当該残高は買戻された受益証券に関する受益証券保有者に対する債務の金額を示しており、1ヶ月以内に決済される見込みである。

#### 7 受取利息

	2019年7月1日から 2019年12月31日までの期間 (未監査) 米ドル	2018年7月1日から 2018年12月31日までの期間 (未監査) 米ドル
銀行残高に係る受取利息	314	243

## 8 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純(損失)/利得

	2019年7月1日から 2019年12月31日までの期間 (未監査) 米ドル	2018年7月1日から 2018年12月31日までの期間 (未監査) 米ドル
デリバティブ以外の金融商品：		
- 非上場オープン・エンド型マスター・ ファンドであるテンプレトン世界債券 ファンドへの投資	(337,517)	504,763
デリバティブ金融商品		
- 先渡為替予約	(82,626)	(155,836)
	(420,143)	348,927
内：		
実現純利益/(損失)	107,380	(18,737)
未実現純(損失)/利益	(527,523)	367,664
	(420,143)	348,927

## 9 金融商品および関連リスク

サブ・ファンドは、投資戦略に従って、投資を行う金融商品および市場に関連する様々なタイプの金融リスクにさらされている。サブ・ファンドがさらされているリスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを含む、ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク、原ファンドのリスクおよびサブ・ファンドのリスクである。市場リスクには、金利リスク、為替リスクおよび価格リスクが含まれる。

報告期間末現在で保有している金融商品の性質と範囲および関連する金融リスク、ならびにサブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下のとおりである。

## (a) 投資戦略

注記1に記載のとおり、サブ・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することである。サブ・ファンドは、マスター・ファンドに主に投資することにより本投資目的の達成を目指す。

マスター・ファンドは、非上場オープン・エンド型ファンドである。マスター・ファンドは、株式会社および可変資本型投資会社としてルクセンブルグ大公国の法律に基づきルクセンブルグにおいて設立された会社であるフランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドである。フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズは、譲渡可能証券の集団投資事業としての資格を有する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの純資産の投資および再投資に関する日々の運用・管理を行っている、フランクリン・アドバイザーズ・インク(以下「マスター・ファンドの管理会社」という。)により運用されている。マスター・ファンドの管理会社は、マスター・ファンドのアンブレラ・ファンドであるフランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズから投資運用報酬を受け取る。

マスター・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することである。マスター・ファンドは、世界各国の政府または政府関係機関が発行する固定および変動利付債券(投資不適格債券を含む。)ならびに債務のポートフォリオに主に投資することにより目的の達成を目指す。

マスター・ファンドは、ヘッジおよび投資目的でデリバティブを利用する。デリバティブは、市場に対するエクスポージャーを伴う積極的な投資運用商品として利用される。

マスター・ファンドの機能通貨は米ドルである。またサブ・ファンドの管理会社は、満期までの期間が約1ヶ月の先渡為替予約を締結することにより、サブ・ファンドの豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券およびユーロ建て(ヘッジあり)受益証券のサブ・ファンドの参照通貨と機能通貨間の外国為替エクスポージャーを体系的にヘッジする(以下「為替ヘッジ取引」という。)

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの日々の現金の必要性が生じた際に備え、現金として留保される。

#### (b) ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク

サブ・ファンドは、受益証券の発行による収入の実質的にすべてをマスター・ファンドに投資しており、ファンド・オブ・ファンズ構造で運用している。

ファンド・オブ・ファンズ構造により、複数の当事者がマスター・ファンドとサブ・ファンドに投資するという特有のリスクが生じる。その受益証券は同順位でない場合があり、投資収益の低下につながる可能性がある。仮に大口投資家がマスター・ファンドから撤退した場合、残りの投資家は、より高い営業費用を比例按分して負担することがある。さらに、投資家が短期間に元本の多額の換金を行う場合、マスター・ファンドに経済的に最も有利ではない時期および方法で有価証券のポジションを一度に清算する必要がある可能性があり、これによりマスター・ファンドの資産の価値に悪影響を与える可能性がある。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する投資を通じてその投資目的を達成する。投資目的が達成されるかどうかは、マスター・ファンドの金融商品のパフォーマンスとマスター・ファンドの継続的な利用可能性、ならびにマスター・ファンドの管理会社の事業の継続性に依存する。

サブ・ファンドはファンド・オブ・ファンズ構造に基づいており、トラッカー・ファンドとして設定されていない。サブ・ファンドのパフォーマンスは、マスター・ファンドのパフォーマンスとは異なることがある。

#### (c) マスター・ファンドのリスク

ファンド・オブ・ファンズ構造において、サブ・ファンドにはマスター・ファンドのリスクに対する間接的なエクスポージャーがあり、マスター・ファンドが被った損失はサブ・ファンドの財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。マスター・ファンドはサブ・ファンドの原ファンドであり、マスター・ファンドの管理会社により監視される以下の重要なリスクにさらされている。サブ・ファンドは、それらのリスクに間接的にさらされている。

#### (i) マスター・ファンドの信用リスク

マスター・ファンドの信用リスクは、マスター・ファンドが保有する債券の発行体が、期日に元本または利息を支払うことに関して債務不履行に陥るまたは支払を行わない場合に生じる。マスター・ファンドの管理会社には、信用リスクを特定、測定、監視および管理する手続がある。

有価証券取引は、承認された、信頼できるブローカーを通じて、引渡時に決済または支払が行われ、未決済残高は厳密に監視される。

マスター・ファンドが投資する債券の信用格付けは高く、その信用の質は発行体の性質と過去の貸倒実績率に基づいて評価される。

#### ( ) マスター・ファンドの為替リスク

為替リスクは、マスター・ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。

#### ( ) マスター・ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、マスター・ファンドの管理会社が支払時期に債務を決済するのに十分な現金を生成することができない場合に生じる。主要な流動性リスクとは、マスター・ファンドの受益証券の継続的な買戻しをいう。

### ( )マスター・ファンドの金利リスク

金利リスクは、マスター・ファンドの金融商品の公正価値および将来キャッシュ・フローが基礎としている実勢市場金利の変動の影響により生じる。マスター・ファンドの管理会社は、該当期間のエクスポージャーを定量化することによりリスクを監視している。

### ( )マスター・ファンドのデリバティブ・リスク

デリバティブ・リスクは、マスター・ファンドがヘッジおよび投資目的で締結するデリバティブ契約から生じる。デリバティブ契約は高レバレッジの投資であり、評価額は原資産の変動により決定される。デリバティブ契約は、マスター・ファンドの流動性リスク、信用リスクおよび取引相手方リスクを増加させる。

マスター・ファンドへの投資に対するサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、マスター・ファンドへの投資の公正価値である。

### (d)サブ・ファンドの市場リスク

サブ・ファンド保有の投資はすべて、純損益を通じて公正価値で測定されるものであり、市況のあらゆる変動が損益に直接影響を及ぼす。市場リスクとは、金利、為替レートまたは価格の変動の結果、投資の価値が変動するリスクである。

### ( )金利リスク

金利リスクは、金利の変動が将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼすことにより、サブ・ファンドに潜在的な損益がもたらされる可能性から生じる。サブ・ファンドの金利リスクは、管理会社により継続的に管理されている。銀行預金を除いて、サブ・ファンドのすべての金融資産および金融負債は無利息である。

### ( )為替リスク

サブ・ファンドは、金融商品に投資し、機能通貨以外の通貨建ての取引を行う場合がある。その結果、サブ・ファンドは、他の外貨に対する機能通貨の為替レートが、米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンドの金融資産または負債の該当部分の価額に悪影響を及ぼしかねない変動を示すというリスクにさらされている。

資産または負債の表示通貨と機能通貨間の為替レートの変動により、当該資産または負債の公正価値が上昇または低下することがある。サブ・ファンドの参照通貨および機能通貨間の為替エクスポージャーは、豪ドル建て(ヘッジあり)クラスおよびユーロ建て(ヘッジあり)クラスについて表示される。ヘッジ比率に従って管理会社による為替ヘッジ取引が行われ、一定の残余リスクが生じる。また、為替ヘッジ取引の結果、機能通貨に対する参照通貨の上昇は、これに対応する(ヘッジあり)クラスの受益証券1口当たり純資産価格の増額をもたらさない。

### 通貨の感応度

2019年12月31日および2019年6月30日の時点で、他のすべての変動要因が不変であるという前提の下で、米ドルが各通貨に対して5%(2019年6月30日(監査済):5%)下落した場合、先渡為替予約の公正価値は、以下の金額分増加する。

2019年12月31日現在

(未監査)

	2019年12月31日の 想定元本純額 米ドル	米ドルが5%下落した場合の 先渡為替予約の公正価値の変動 米ドル
豪ドル	2,313,366	115,668
ユーロ	793,203	39,660
合計	3,106,569	155,328

2019年6月30日現在

(監査済)

	2019年6月30日の 想定元本純額 米ドル	米ドルが5%下落した場合の 先渡為替予約の公正価値の変動 米ドル
豪ドル	3,133,318	156,836
ユーロ	872,102	43,721
合計	4,005,420	200,557

他のすべての変動要因が不変であるという前提の下で、米ドルが上記の通貨に対して5%上昇した場合、上記の財務書類の金額に上記の金額と同額の減少をもたらす効果がある。

( ) 価格リスク

価格リスクとは、個別の投資銘柄または発行体に固有の要素によるか、あるいは市場で売買されるすべての金融商品に影響を及ぼす要素によるかにかかわらず、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである。

## 価格の感応度

サブ・ファンドの資産は、実質的にマスター・ファンドに投資されるため、マスター・ファンドの価格リスクにさらされる。マスター・ファンドの相場価格が5%（2019年6月30日（監査済）：5%）減少したならば、受益証券保有者に帰属する純資産および当該期間の包括利益合計が591,077米ドル（2019年6月30日（監査済）：726,953米ドル）減少し、逆に5%増加したならば、受益証券保有者に帰属する純資産が同額増加すると見積もられている。

### (e) サブ・ファンドの信用リスク

信用リスクとは、金融商品取引の取引相手方が、サブ・ファンドと締結した義務または契約を遂行できないリスクである。サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社により継続的に監視される。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金および現金同等物残高を保管する保管銀行、および為替ヘッジ取引に基づいて先渡為替予約の取引相手方に対する信用リスクにさらされている。

サブ・ファンドが保有するすべての現金は、シティ・バンク・エヌ・エイの香港支店（管理事務代行会社および保管会社でもある。）に預けられている。管理会社は、当該銀行の信用リスクは低いと考えている。

為替ヘッジ取引により、豪ドル建て（ヘッジあり）およびユーロ建て（ヘッジあり）クラスの受益証券保有者は取引相手方リスクにさらされている。為替ヘッジ取引は、管理会社の関連会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ジャパン・インクと行われた。

2019年12月31日および2019年6月30日の時点で、サブ・ファンドの金融資産の大半は、マスター・ファンドに配分されていた。投資運用会社はフランクリン・アドバイザーズ・インクである。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する投資を通じて、信用リスクに間接的にさらされている。

スタンダード&プアーズ格付サービスにより提供されるマスター・ファンドの投資運用会社の信用格付けは、以下の通りである。

	スタンダード&プアーズによる信用格付け	
	2019年12月31日 (未監査)	2019年6月30日 (監査済)
フランクリン・アドバイザーズ・インク	A+	A+

## 金融資産と金融負債の相殺

以下の表に記載されている開示には、以下の金融資産および金融負債が含まれている。

- 財政状態計算書において相殺されるもの。または
- 財政状態計算書において相殺されているかどうかに関係なく、強制可能なマスターネットティング契約の対象となっているもの。

マスターネットティング契約は、財政状態計算書における相殺に関する要件を満たしている。サブ・ファンドおよびその相手先は、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかの意図を有している。

## 強制可能なマスターネットティング契約の対象となっている金融資産

2019年12月31日(未監査)

	財政状態計算書 認識した 金融資産および 金融負債の総額 米ドル	財政状態計算書 で相殺した認識 した金融資産/ 負債の総額 米ドル	財政状態計算書 に表示した 金融資産/ 負債の純額 米ドル	財政状態計算書 で相殺していな い関連した金額 米ドル	純額 米ドル
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産					
デリバティブ金融商品					
- 先渡為替予約	35,974	-	35,974	-	35,974

## (f) サブ・ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、管理会社が、適時に、現金化のニーズを満たすように投資を換金することができない可能性があるリスクから生じる。サブ・ファンドは、買戻日に受益証券保有者による受益証券の買戻しにおいて流動性リスクにさらされている。

受益証券保有者はいずれの買戻日においても受益証券を現金化することができる。通常の市況であれば、管理会社は、買戻しの義務を果たすためにマスター・ファンドに対するサブ・ファンドの投資を清算する。受益証券の現金化に関して受益証券保有者に支払われる金額は、通常、関連する買戻日(注記2(k)に定義)後、ファンドの8営業日以内に支払われるものとする。

## 負債の期日までの残存期間別内訳

以下の表は、2019年12月31日および2019年6月30日現在のサブ・ファンドの負債の、契約上の期日までの残存期間の詳細を示している。

2019年12月31日(未監査)

	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	合計
要求払い 米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル

非トレーディング負債

未払費用およびその他債務	42,367	-	-	-	42,367
買戻しに係る未払金	-	11,037	-	-	11,037
受益証券保有者に帰属する純資産	11,896,451	-	-	-	11,896,451
合計	11,938,818	11,037	-	-	11,949,855

## 2019年6月30日(監査済)

	要求払い 米ドル	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	合計 米ドル
<b>非トレーディング負債</b>					
未払費用およびその他債務	-	49,872	10,035	-	59,907
ブローカーに対する債務	-	150,000	-	-	150,000
買戻しに係る未払金	-	24,364	-	-	24,364
受益証券保有者に帰属する純資産	14,732,525	-	-	-	14,732,525
合計	14,732,525	224,236	10,035	-	14,966,796

## (g) 公正価値

## (i) 公正価値で計上される金融商品

継続的に報告期間末現在で測定されるサブ・ファンドの金融商品の公正価値について、HKFRS第13号「公正価値測定」に定義された3つのレベルの公正価値ヒエラルキーの内訳は、以下の表のとおりである。公正価値測定が分類されるレベルは、評価技法に用いられるインプットの観察可能性および重要性を参照して決定されており、以下のとおりである。

- レベル1の評価：レベル1のインプット、すなわち測定日現在の同一の金融資産または金融負債に関する活発な市場における無調整の相場価格のみを用いて測定される公正価値。
- レベル2の評価：レベル2のインプット、すなわちレベル1の基準を満たさない観察可能なインプットを用いるが、重要で観察不能なインプットは用いずに測定される公正価値。観察不能なインプットとは、市場データを入手できないインプットである。
- レベル3の評価：重要で観察不能なインプットを用いて測定される公正価値。

## 2019年12月31日(未監査)

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融商品				
- 非上場オープン・エンド型 マスター・ファンドであるテン ブルトン世界債券ファンドへの 投資	-	11,821,536	-	11,821,536
デリバティブ金融商品				

- 先渡為替予約	-	35,974	-	35,974
	-	11,857,510	-	11,857,510

2019年6月30日(監査済)

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
<b>純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産</b>				
デリバティブ以外の金融商品				
- 非上場オープン・エンド型 マスター・ファンドであるテン ブルトン世界債券ファンドへの 投資	-	14,539,053	-	14,539,053
デリバティブ金融商品				
- 先渡為替予約	-	39,144	-	39,144
	-	14,578,197	-	14,578,197

2019年12月31日に終了した期間および2019年6月30日に終了した会計年度において、レベル1、レベル2およびレベル3の金融商品の間で振替はなかった。

( ) 公正価値以外で計上される金融商品

純損益を通じて公正価値で測定されない金融商品は、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融商品である。

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の公正価値を示しており、公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベルにより分析している。

2019年12月31日(未監査)				
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
<b>金融資産</b>				
- 現金および現金同等物	-	92,345	-	92,345
<b>金融負債</b>				
- 未払費用およびその他債務	-	(42,367)	-	(42,367)
- 買戻しに係る未払金	-	(11,037)	-	(11,037)
- 受益証券保有者に帰属する純資産	-	(11,896,451)	-	(11,896,451)
	-	(11,949,855)	-	(11,949,855)
2019年6月30日(監査済)				
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
<b>金融資産</b>				
- 現金および現金同等物	-	388,599	-	388,599
<b>金融負債</b>				
- 未払費用およびその他債務	-	(59,907)	-	(59,907)
- ブローカーに対する債務	-	(150,000)	-	(150,000)
- 買戻しに係る未払金	-	(24,364)	-	(24,364)
- 受益証券保有者に帰属する純資産	-	(14,732,525)	-	(14,732,525)
	-	(14,966,796)	-	(14,966,796)

( )先渡為替予約

2019年12月31日および2019年6月30日現在の先渡為替予約残高は、以下のとおりであった。

2019年12月31日現在(未監査)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

通貨 買い	通貨 買い金額	通貨 売り	通貨 売り金額	決済日	公正価値 米ドル
豪ドル	3,310,370	米ドル	2,280,054	2020年1月31日	33,312
ユーロ	708,951	米ドル	790,541	2020年1月31日	2,662

2019年6月30日現在(監査済)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

通貨 買い	通貨 買い金額	通貨 売り	通貨 売り金額	決済日	公正価値 米ドル
豪ドル	4,477,128	米ドル	3,101,034	2019年7月31日	35,696
ユーロ	766,953	米ドル	870,965	2019年7月31日	3,448

先渡為替予約とは、将来の特定日に特定価格にて、指定された通貨を売買する契約であり、現金で決済される。先渡為替予約は店頭取引である。当該先渡為替予約は、サブ・ファンドの外国為替エクスポージャーをヘッジするために締結された。

先渡為替予約は、契約額に関連した市場価格の変動に基づく市場リスクにさらされることになる。市場リスクは、為替レートの変動の可能性により生じる。また、通常、想定上の契約規模に関連して要求される預入証拠金は低いため、高いレバレッジが先渡取引口座の特徴となる。その結果、先渡為替予約の基礎的数値における比較的少額の価格変動により、サブ・ファンドに多額の損失が生じる場合がある。

想定元本とは、サブ・ファンドにより取引される先渡為替予約の公正価値の基礎となる外貨の基礎参照金額である。想定元本は現在の公正価値を示しておらず、必ずしもサブ・ファンドの先渡為替予約の将来キャッシュ・フローを示すものではないが、想定元本により特定される変数に関連する基礎価格の変動は、当該デリバティブ金融商品の公正価値に影響を及ぼす。

豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券およびユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券の保有者のため、先渡為替予約におけるサブ・ファンドの取引は実行され、それは原則として、米ドルを売り、参照通貨を買うことにより行われる。為替ヘッジ取引の結果、米ドルに対する豪ドル高またはユーロ高(場合に応じて)は、これに対応する豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券またはユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の増額をもたらさない。当該取引により生じる損益はすべて、それぞれ豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券およびユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券に負担される。

先渡為替予約の取引相手は信用のある金融機関である、管理会社の兄弟会社であるため、債務不履行リスクは低いと考えられる。

## 10 受益証券保有者に帰属する純資産

### (a)発行済および買戻受益証券

	受益証券口数 2019年12月31日(未監査)		
	豪ドル建て (ヘッジあり)クラス	ユーロ建て (ヘッジあり)クラス	米ドル建て クラス
2019年7月1日現在	419,677	81,189	1,037,243
受益証券の期中販売	488	-	802
受益証券の期中買戻し	(93,907)	(2,317)	(161,779)
2019年12月31日現在	326,258	78,872	876,266

	受益証券口数 2019年6月30日(監査済)		
	豪ドル建て (ヘッジあり)クラス	ユーロ建て (ヘッジあり)クラス	米ドル建て クラス
2018年7月1日現在	320,351	111,351	1,183,269
受益証券の期中販売	133,470	315	72,941
受益証券の期中買戻し	(34,144)	(30,477)	(218,967)
2019年6月30日現在	419,677	81,189	1,037,243

2019年12月31日および2019年6月30日現在、サブ・ファンドが発行したすべての受益証券は金融負債に分類されていた。サブ・ファンドには、唯一の受益証券保有者がいた。

3つのクラスの受益証券すべての当初申込は、1口当たりそれぞれの参照通貨10単位の価格で行われた。受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、買戻費用なしで、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻される。

議案決議についての受益証券保有者の総会において、受益証券保有者は、本人出席、委任状出席または代理出席により、本人が保有する受益証券1口につき1議決権を有している。

トラストおよびサブ・ファンドは外部から資本要件を課されていない。2019年12月31日現在、サブ・ファンドの受益証券保有者に帰属する純資産は11,896,451米ドル(2019年6月30日現在(監査済):14,732,525米ドル)であった。サブ・ファンドは、受益証券保有者が受益証券の買戻しを請求する場合の資金需要を満たす十分な流動性を維持すると同時に、サブ・ファンドの投資目的に沿った投資に受益証券の発行から受領した資金を投資するよう努めている。

サブ・ファンドの受益証券保有者は、保有受益証券をトラストの他のサブ・ファンドの受益証券と交換できない。

サブ・ファンドには、当期に配当金またはその他分配金を支払う意思がない。

(b)純資産の調整

サブ・ファンドの英文目論見書に従い、サブ・ファンドの純資産は、すべての取引についてあらかじめ定められた締切時間に基づいて計算されている。英文目論見書に基づいた締切時間後の取引は、翌日に計上される。HKFRSの要求の下では、当該取引は、金融商品の認識および認識中止基準に従うように同日に計上される。このアプローチにより、HKFRSの純資産と発行済受益証券および英文目論見書の純資産と発行済受益証券の間に期間差異が生じる。設立費用は、英文目論見書に従って、設立日から5年を超過しない期間にわたって償却される。しかし、HKFRSに基づく財務報告目的上、すべての費用は発生時に純損益に認識されなければならない。

評価目的で算定された額とHKFRSに従い算定された額との間の純資産に関する調整は以下のとおりである。

2019年12月31日(未監査)				
	豪ドル建て (ヘッジあり) クラス 米ドル	ユーロ建て (ヘッジあり) クラス 米ドル	米ドル建て クラス 米ドル	合計 米ドル
評価目的上の受益証券保有者に帰属する純資産	2,322,813	793,625	8,776,785	11,893,223
期間差異の調整	630	215	2,383	3,228
財務書類において報告された受益証券保有者に帰属する純資産	2,323,443	793,840	8,779,168	11,896,451

2019年6月30日(監査済)				
	豪ドル建て (ヘッジあり) クラス 米ドル	ユーロ建て (ヘッジあり) クラス 米ドル	米ドル建て クラス 米ドル	合計 米ドル
評価目的上の受益証券保有者に帰属する純資産	3,123,877	873,445	10,731,974	14,729,296
期間差異の調整	685	191	2,353	3,229
財務書類において報告された受益証券保有者に帰属する純資産	3,124,562	873,636	10,734,327	14,732,525

評価目的上の受益証券数とHKFRSに従い計上された受益証券数との間の発行済受益証券数に関する調整は以下のとおりである。

2019年12月31日(未監査)			
	豪ドル建て (ヘッジあり)クラス	ユーロ建て (ヘッジあり)クラス	米ドル建て クラス
評価目的上の発行済受益証券	326,258	78,872	876,266
期間差異の調整	-	-	-

財務書類において報告された発行済 受益証券	326,258	78,872	876,266
--------------------------	---------	--------	---------

2019年6月30日(監査済)

	豪ドル建て (ヘッジあり)クラス	ユーロ建て (ヘッジあり)クラス	米ドル建て クラス
評価目的上の発行済受益証券	419,677	81,189	1,037,243
期間差異の調整	-	-	-
財務書類において報告された発行済 受益証券	419,677	81,189	1,037,243

## 11 関連当事者

サブ・ファンドに提供されたサービスに関して関連当事者から生じる報酬および費用は以下のとおりである。

管理会社報酬：	管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.16%の管理報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
受託会社報酬：	受託会社は年間10,000米ドルの報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎四半期後払いされる。
管理事務代行会社、 名義書換代理人および 保管会社報酬：	管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.08%を上限とする合算報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
販売会社報酬：	販売会社は、販売会社が登録保有者である各受益証券について、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の年率0.75%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
代行協会員報酬：	代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
サービス・プロバイダー 報酬：	サービス・プロバイダーは、販売会社としての資格における株式会社S M B C信託銀行あるいは管理会社によって随時選任されることがある日本における販売会社が登録保有者であるサブ・ファンドの各受益証券1口当たり純資産価格の年率0.08%を上限とする報酬を受領する権利を有する。この報酬は、日々計算され、発生し、毎月後払いされる。

財務書類作成費用： 管理事務代行会社は、財務書類作成毎に年間8,000米ドルの報酬を受け取る権利を有している。この報酬は、日々発生し毎月後払いされる。

専門家報酬： 受託会社は、年間4,500米ドルのAML報酬を請求する。この報酬は日々発生し、毎四半期後払いされる。

サブ・ファンドの重要な関連当事者取引は以下のとおり要約される。

	費用計上額		未払金		
	2019年7月1日 から2019年12月 31日までの期間 (未監査) 米ドル	2018年7月1日 から2018年12月 31日までの期間 (未監査) 米ドル	2019年12月31日 (未監査) 米ドル	2018年12月31日 (未監査) 米ドル	2019年6月30日 (監査済) 米ドル
管理会社報酬	10,547	11,723	3,227	3,616	4,138
受託会社報酬	3,265	5,209	2,493	4,994	10,035
管理事務代行会社、名 義書換代理人および保 管会社報酬	3,955	4,396	5,789	5,935	6,131
販売会社報酬	49,438	54,952	7,569	8,114	8,923
代行協会員報酬	659	733	101	108	119
サービス・プロバイ ダー報酬	5,273	5,862	808	865	952
財務書類作成費用	6,017	5,951	6,810	17,929	793
専門家報酬	5,622	-	1,122	-	-

サブ・ファンドは、銀行業および有価証券保管業に関する通常の営業過程において管理事務代行会社の銀行サービスを利用している。現金および現金同等物ならびに投資残高に関する情報はそれぞれ注記3および4において開示されている。2019年12月31日に終了した期間において、管理事務代行会社により保全されていた銀行残高に係る受取利息は314米ドル(2019年6月30日現在(監査済)：750米ドル)であった。

サブ・ファンドの唯一の受益証券保有者は、株式会社S M B C信託銀行である。受益証券保有者は、販売会社である。発行済および買戻受益証券に関する情報は注記10(a)において開示されている。

## 12 見積りの不確実性に関する主要な情報

### 公正価値の見積り

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値は、注記2(e)( )に記載のとおり、現在の市場パラメータを用いる評価モデルから得られる。公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、指定された時点で実施される。これらの見積りは主観的な性質を有し、不確実性および重要な判断事項を含むため、正確に算定することができない。それでも、公正価値は合理的な見積りの範囲内で信頼性をもって算定可能である。

## 13 2019年12月31日に終了した期間において公表されているが未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本中間財務書類の公表日までに、HKICPAは、2019年12月31日に終了した期間において未発効で本中間財務書類に適用されていない、多くの改訂および新基準を公表した。これらにはサブ・ファンドに関連する可能性のある以下のものが含まれている。

以下の日以降に開始する

会計期間に適用

---

HK(IFRIC)第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」

2019年1月1日

HKFRS基準の年次改善2015-2017年サイクル

2019年1月1日

サブ・ファンドは、これらの修正、新基準および解釈指針が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。サブ・ファンドは、これまでのところ、これらの適用がサブ・ファンドの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性は低いと結論づけている。

( 2 ) 【投資有価証券明細表等】

「( 1 ) 資産及び負債の状況」の財政状態計算書および注記 4 の項目を参照のこと。

## 4【管理会社の概況】

### (1)【資本金の額】

管理会社の資本金は、200万200香港ドル(約2,808万円)で、2020年1月末日現在全額払込済であり、記名式株式2万2株を発行済である。

(注)香港ドルの円換算額は、便宜上、2020年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=14.04円)による。

### (2)【事業の内容及び営業の状況】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を(関連するサブ・ファンドの費用で)委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

(a)管理会社は、各委託先が信託証書の規定(適用ある範囲において)を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。

(b)適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト(いずれかのサブ・ファンドを含む。)が被った損失について一切責任を負わない。

(c)当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

(a)管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。

(b)管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前(または受託会社が合意するより短い期間)の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が任命されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ(当該違反が治癒可能である場合に)当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない

場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および/または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行わすよう管理会社を任命している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担または被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担または被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。香港法第571章の証券先物法（以下「SFO」という。）第116条に従って、管理会社は、SFOの別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて25年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する

前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティグループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

管理会社は、2020年1月末日現在、45本のファンドを運用している。

管理会社が運用している45本のファンドは、以下のとおり、分類される。

分類		内訳	
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建	1,138,585,820米ドル
		円建	239,954,759,237円
		ユーロ建	4,339,145ユーロ
		英ポンド建	38,259英ポンド
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	ケイマン籍 / 契約型 / オープン・エンド型	21本
		ケイマン籍 / 会社型 / オープン・エンド型	1本
		アイルランド籍 / 会社型 / オープン・エンド型	2本
		日本籍 / 証券投資信託 / オープン・エンド型 (委託会社に対する副運用会社として)	21本

### (3) 【その他】

管理会社については、2020年3月末日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

## 5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、香港ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2020年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝14.04円）で換算された円換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d．管理会社の年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

## (1)【資産及び負債の状況】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
2018年12月31日に終了した事業年度の財務書類

純損益およびその他の包括利益計算書  
2018年12月31日に終了した事業年度  
(表示：香港ドル)

	注記	2018年 香港ドル	2018年 円	2017年 (注) 香港ドル	2017年 (注) 円
売上高	2	57,356,942	805,291,466	57,031,983	800,729,041
その他の利益純額	3	1,322,752	18,571,438	326,657	4,586,264
その他の営業費用		(38,636,726)	(542,459,633)	(40,856,730)	(573,628,489)
税引前利益	4	20,042,968	281,403,271	16,501,910	231,686,816
法人税	5 (a)	(2,814,830)	(39,520,213)	(2,664,746)	(37,413,034)
当期利益		17,228,138	241,883,058	13,837,164	194,273,783
当期その他の包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		17,228,138	241,883,058	13,837,164	194,273,783

注：当社は、2018年1月1日にHKFRS第9号およびHKFRS第15号の適用を開始した。選択された移行方法の下では、比較情報は修正されていない。注記1(c)を参照のこと。

11ページから37ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

## シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2018年12月31日に終了した事業年度の財務書類

## 財政状態計算書

2018年12月31日現在

(表示: 香港ドル)

	注記	2018年 香港ドル	2018年 円	2017年 (注) 香港ドル	2017年 (注) 円
非流動資産					
繰延税金資産	5 (c)	22,749	319,396	26,278	368,943
流動資産					
現金および現金同等物	7	253,284,299	3,556,111,558	221,656,523	3,112,057,583
兄弟会社に対する債権	8	132,034	1,853,757	243,742	3,422,138
売掛金およびその他の資産	9	7,366,339	103,423,400	12,156,238	170,673,582
		260,782,672	3,661,388,715	234,056,503	3,286,153,302
流動負債					
買掛金および未払費用	10	4,060,446	57,008,662	4,436,670	62,290,847
兄弟会社に対する債務	8	19,665,036	276,097,105	9,848,223	138,269,051
未払税金	5 (c)	881,075	12,370,293	826,688	11,606,700
		24,606,557	345,476,060	15,111,581	212,166,597
純流動資産		236,176,115	3,315,912,655	218,944,922	3,073,986,705
純資産		236,198,864	3,316,232,051	218,971,200	3,074,355,648
資本および剰余金					
株式資本	11(a)	2,000,200	28,082,808	2,000,200	28,082,808
剰余金		234,198,664	3,288,149,243	216,971,000	3,046,272,840
資本合計		236,198,864	3,316,232,051	218,971,200	3,074,355,648

2019年4月29日に取締役会によって発行を承認、認可された。

)  
[署名] )  
) 取締役  
[署名] )  
)

注: 当社は、2018年1月1日にHKFRS第9号およびHKFRS第15号の適用を開始した。選択された移行方法の下では、比較情報は修正されていない。注記1(c)を参照のこと。

11ページから37ページ(訳注: 原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

## シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

## 2018年12月31日に終了した事業年度の財務書類

## 資本変動計算書

2018年12月31日に終了した事業年度

(表示: 香港ドル)

	株式資本 香港ドル	剰余金 香港ドル	合計 香港ドル
2017年1月1日現在残高	2,000,200	203,133,836	205,134,036
当期包括利益合計	-	13,837,164	13,837,164
2017年12月31日現在残高(注)	2,000,200	216,971,000	218,971,200
H K F R S 第9号の初度適用による影響	-	(474)	(474)
2018年1月1日現在の調整後残高	2,000,200	216,970,526	218,970,726
当期包括利益合計	-	17,228,138	17,228,138
2018年12月31日現在残高	2,000,200	234,198,664	236,198,864
	株式資本 円	剰余金 円	合計 円
2017年1月1日現在残高	28,082,808	2,851,999,057	2,880,081,865
当期包括利益合計	-	194,273,783	194,273,783
2017年12月31日現在残高(注)	28,082,808	3,046,272,840	3,074,355,648
H K F R S 第9号の初度適用による影響	-	(6,655)	(6,655)
2018年1月1日現在の調整後残高	28,082,808	3,046,266,185	3,074,348,993
当期包括利益合計	-	241,883,058	241,883,058
2018年12月31日現在残高	28,082,808	3,288,149,243	3,316,232,051

注: 当社は、2018年1月1日にH K F R S 第9号およびH K F R S 第15号の適用を開始した。選択された移行方法の下では、比較情報は修正されていない。注記1(c)を参照のこと。

11ページから37ページ(訳注: 原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

## シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2018年12月31日に終了した事業年度の財務書類

## キャッシュ・フロー計算書

2018年12月31日に終了した事業年度

(表示: 香港ドル)

	注記	2018年 香港ドル	2018年 円	2017年 (注) 香港ドル	2017年 (注) 円
営業活動					
税引前利益		20,042,968	281,403,271	16,501,910	231,686,816
調整:					
受取利息	3	(1,477,579)	(20,745,209)	(19,417)	(272,615)
運転資本変動前営業活動による キャッシュ・フロー		18,565,389	260,658,062	16,482,493	231,414,202
兄弟会社に対する債権の減少		111,708	1,568,380	1,938,468	27,216,091
売掛金およびその他の資産の減 少/(増加)		4,789,899	67,250,182	(2,504,384)	(35,161,551)
買掛金および未払費用の減少		(376,224)	(5,282,185)	(2,199,565)	(30,881,893)
兄弟会社に対する債務の増加/ (減少)		9,816,813	137,828,055	(210,671)	(2,957,821)
営業から生じた正味現金		32,907,585	462,022,493	13,506,341	189,629,028
香港利得税支払額		(2,756,914)	(38,707,073)	(1,314,085)	(18,449,753)
営業活動から生じた正味現金		30,150,671	423,315,421	12,192,256	171,179,274
投資活動					
利息受取額		1,477,579	20,745,209	19,417	272,615
投資活動から生じた正味現金		1,477,579	20,745,209	19,417	272,615
現金および現金同等物の純増加		31,628,250	444,060,630	12,211,673	171,451,889
1月1日現在の現金および現金同 等物		221,656,049	3,112,050,928	209,444,850	2,940,605,694
12月31日現在の現金および現金同 等物	7	253,284,299	3,556,111,558	221,656,523	3,112,057,583

注: 当社は、2018年1月1日にHKFRS第9号およびHKFRS第15号の適用を開始した。選択された移行方法の下では、比較情報は修正されていない。注記1(c)を参照のこと。

11ページから37ページ(訳注: 原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

## シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2018年12月31日に終了した事業年度の財務書類

## 財務書類に対する注記

(表示：香港ドル)

## 1 重要な会計方針

## (a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則ならびに香港会社法の適用要件を含む総称である。当社が適用した重要な会計方針は、以下に開示されている。

HKICPAは、当社の当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。注記1(c)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更に関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間において当社に関連する範囲で記載されている。

## (b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。別段の指示がない限り、すべての価額について香港ドル未満の位は四捨五入されている。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期間および将来の期間に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

### (c) 会計方針の変更

H K I C P Aは、当社の当会計期間に初度適用される、多くの新しいH K F R SおよびH K F R Sの修正を公表した。このうち、当社の財務書類に関連する変更は以下の通りである。

(i) H K F R S 第9号「金融商品」

( ) H K F R S 第15号「顧客との契約から生じる収益」

( ) H K ( I F R I C ) 第22号「外貨建取引と前渡・前受対価」

当社は、H K F R S 第9号と同時に適用されたH K F R S 第9号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」を除き、当会計期間において未発効の新しい基準または解釈指針を適用していない。

#### (i) H K F R S 第9号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」を含むH K F R S 第9号「金融商品」

H K F R S 第9号は、H K A S 第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるものである。H K F R S 第9号は、金融資産、金融負債および非金融項目を売買する一部の契約を認識し、測定するための要求事項を規定している。

当社は、H K F R S 第9号を、経過措置に従い、2018年1月1日時点で存在していた項目に遡及適用している。当社は、初度適用による累積的影響額を、2018年1月1日現在の期首現在の資本の修正として認識している。したがって、H K A S 第39号の下では、引き続き比較情報が報告される。

従来の会計方針の変更および移行アプローチの性質および影響に関する詳細は、以下のとおりである。

#### A. 金融資産および金融負債の分類

H K F R S 第9号は、金融資産を、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値(以下「F V O C I」という。)、純損益を通じて公正価値(以下「F V T P L」という。)で測定される3つの主要な測定区分に分類する。当該区分により、満期保有投資、貸付金および債権、売却可能金融資産およびF V T P Lで測定する金融資産というH K A S 第39号の区分は廃止される。H K F R S 第9号における金融資産の分類は、金融資産が管理される事業モデルおよびその契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいている。H K F R S 第9号の下では、主契約が本基準の範囲に該当する金融資産である契約に組み込まれたデリバティブは、主契約から区分されない。代わりに、混合金融商品全体の分類が検討される。

金融負債の会計処理は、F V T P Lに指定した金融負債に関連する企業自身の信用リスクから生じる利得または損失の処理を除き、H K A S 第39号の要求事項とほぼ同じである。このような変動は、純損益における会計上のミスマッチが生じる場合を除き、その他の包括利益(以下「O C I」という。)に表示され、損益計算書の事後的な純損益への振替は行わない。

以下の表および注記は、2018年1月1日現在の当社の金融資産および金融負債の各クラスについて、H K A S 第39号における当初の測定区分およびH K F R S 第9号における新たな測定区分を説明している。

2018年1月1日現在の金融資産の帳簿価額に対するH K F R S 第9号の適用による影響は、新たな減損要求事項のみに関連している。

	HKAS 第39号に基づく当 初の分類	HKFRS 第9号に基づく新 たな分類	HKAS 第39号に基づく 当初の帳簿価額 香港ドル	HKFRS 第9号に基づく新 たな帳簿価額 香港ドル
<b>金融資産</b>				
兄弟会社に対する債権	貸付金および 債権	償却原価	243,742	243,742
売掛金およびその他の資産	貸付金および 債権	償却原価	12,156,238	12,156,238
現金および現金同等物	貸付金および 債権	償却原価	221,656,523	221,656,049
<b>金融資産合計</b>			234,056,503	234,056,029

注：当社がHKFRS第9号に基づき金融資産を分類および測定し、関連する利得および損失を認識する方法に関する説明については、それぞれの会計方針の注記1(k)を参照のこと。

すべての金融負債の測定区分に変更はない。2018年1月1日現在のすべての金融負債の帳簿価額は、HKFRS第9号の初度適用による影響を受けていない。

## B.信用損失

HKFRS第9号は、HKAS第39号の「発生損失」モデルを「予想信用損失(以下「ECL」という。)」モデルに置き換える。ECLモデルは、金融資産に関連する信用リスクの継続的な測定を要求しているため、HKAS第39号の「発生損失」会計モデルの場合よりも早期にECLを認識する。

HKFRS第9号では、FVTPLに分類または指定された金融資産およびFVOCIに指定された資本性金融商品を除き、すべての金融資産について同じ減損モデルが適用されており、これは減損評価の対象とはなっていない。HKFRS第9号の予想信用損失減損モデルの範囲には、償却原価で測定する金融資産、FVOCIに分類される負債性金融商品、オフバランスのローン・コミットメントおよび金融保証契約が含まれており、これらは従来、HKAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」において規定されていた。

当社は、新しいECLモデルを以下の項目に適用している。

- 償却原価で測定する金融資産(現金および現金同等物、売掛金およびその他の資産を含む)

当社の信用損失の会計処理に係る会計方針の詳細については、それぞれの会計方針の注記1(k)を参照のこと。

HKFRS第9号の適用による当社の貸倒引当金に対する影響は、当社にとって重要性がないと考えられる。

## C.移行

HKFRS第9号の適用による会計方針の変更は、以下に記載のものを除き、遡及的に適用される。

- 比較対象期間に関する情報は修正再表示されていない。HKFRS第9号の適用により生じる金融資産の帳簿価額の差異は、2018年1月1日現在の利益剰余金およびその他の剰余金に認識される。このため、2017年に公表された情報は、引き続きHKAS第39号に基づいて報告されており、当期と比較可能ではない可能性がある。
- 金融資産を保有する事業モデルの決定は、2018年1月1日(当社によるHKFRS第9号の適用開始日)に存在していた事実および状況に基づいて行われた。
- 適用開始日において、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したかどうかの評価が過大なコストや労力を伴う場合、当該金融商品について全期間のECLが認識される。

#### (ii) HKFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

HKFRS第15号は、顧客との契約から生じる収益および一部の費用を認識するための包括的な枠組みを規定する。HKFRS第15号は、物品の販売およびサービスの提供から生じる収益をカバーするHKAS第18号「収益」、および工事契約の会計処理を規定するHKAS第11号「工事契約」を置き換えるものである。

またHKFRS第15号は、財務諸表利用者が顧客との契約から生じる収益とキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性を理解できるようにすることを目的とした追加の定性的および定量的開示要求を導入している。

当社は、累積的影響が生じる移行方法の使用を選択し、当初適用の累積的影響を2018年1月1日現在の資本の期首残高の調整額として認識している。したがって、比較情報は修正再表示されておらず、引き続きHKAS第18号に基づいて報告されている。HKFRS第15号で認められているように、当社は、2018年1月1日より前に完了していなかった契約にのみ新しい要件を適用している。2018年1月1日にHKFRS第15号を適用した結果として報告される金額への影響の見積りは、2018年12月31日に終了した事業年度に関して重要性はないと考えられる。

従来の方針に対するこの変更の性質および影響に関する詳細は、以下に記載されている。

#### A. 収益認識時期

従来、物品の販売による収益は通常、物品の所有に伴うリスクと経済価値が顧客に移転した時点で認識されていたが、工事契約およびサービスの提供から生じる収益は、一定の期間にわたって認識されていた。

HKFRS第15号では、顧客が契約において約束した財またはサービスの支配を獲得したときに収益が認識される。これは、一時点の場合もあれば、一定期間にわたる場合もある。HKFRS第15号は、約束した財またはサービスの支配が一定の期間にわたって移転されるとみなされる以下の3つの状況を特定する。

- 顧客が、企業の履行によって提供される便益を、企業が履行するにつれて同時に受け取って消費する場合
- 企業の履行が資産(例えば、仕掛品)を創出または増価させ、顧客が当該資産の創出または増価につれてそれを支配する場合
- 企業の履行が、企業が他に転用できる資産を創出せず、かつ、企業が現在までに完了した履行に対して支払を受ける強制可能な権利を有している場合

契約条件および企業の活動がこれらの3つの状況のいずれにも該当しない場合、HKFRS第15号の下で、企業は支配が移転した時点である一時点において、物品販売またはサービスに係る収益を認識する。所有に伴うリスクと経済価値の移転は、支配の移転がいつ行われるかを決定する際に考慮される指標の1つにすぎない。

HKFRS第15号の適用による当社の収益認識への重要な影響はない。

## B. 重大な金融要素

HKFRS第15号では、顧客からの支払が収益認識のかなり前に受領されたか、大幅に繰り延べられたかにかかわらず、契約に重大な金融要素がある場合、企業は貨幣の時間価値について取引価格を調整することが求められている。

従来、当社は、支払が大幅に延期された場合にのみ、かかる方針を適用していたが、これは当社の顧客との契約においては一般的ではなかった。当社は支払を前もって受け取る場合はこの方針を適用していない。

当社が顧客との契約において、収益認識のかなり前に支払を受け取るとは一般的ではない。

支払スキームが重大な金融要素を含んでいる場合、取引価格は、この要素を個別に会計処理するように調整される。前払の場合には、支払日から法定譲渡完了日までの期間に当社が顧客から得た金融上の便益の影響を反映するために、当該調整により当社が利息費用を計上する。

この変更による2018年1月1日現在の利益剰余金への影響はない。

### ( ) HK(IFRIC)第22号「外貨建取引と前渡・前受対価」

本解釈指針は、企業が外貨建の契約について対価の前渡または前受を行う取引から生じる、関連する資産、費用または収益(またはその一部)の当初認識に用いる外国為替レートを決定する目的で、「取引日」を決定する際の指針を提供するものである。

本解釈指針は、「取引日」が、前払対価の支払または受領から発生する非貨幣性の資産または負債の当初認識日であることを明確にしている。関連する項目を認識する前に複数回の支払または受領が発生する場合、各支払または受領について上記のように取引日を決定しなければならない。HK(IFRIC)第22号の適用による当社の財政状態および業績への重要な影響はない。

### (d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点から満期までの期間が3か月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

### (e) 収益およびその他の収益

収益は、当社の通常の事業の過程において、物品販売、サービスの提供またはリースに基づく当社の資産の他社による利用から生じる収益として当社によって分類される。

収益は、物品またはサービスに対する支配が顧客に移転される場合、または借手が、第三者のために回収された金額を除き、当社が権利を有すると予想される約束された対価の金額で当該資産を使用する権利を有する場合に認識される。

契約に12ヶ月を超える期間にわたり顧客に重大な金融の便益を提供する金融要素がある場合、収益は、債権額の現在価値で測定され、顧客との個別の金融取引に反映される割引率を用いて割り引かれ、受取利息は実効金利法に基づき個別に計上される。契約が当社に重大な金融の便益を提供する金融要素を含んでいる場合、当該契約に基づいて認識される収益には、実効金利法に基づいて契約負債に計上される利息費用が含まれる。当社は、HKFRS第15号の第63項の実務上の便法を利用しており、資金調達期間が12ヶ月以内である場合には、重大な金融要素の影響に対する対価を調整することはない。

当社の収益およびその他の収益の認識基準の詳細は以下のとおりである。

- 受取報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。
- 受取利息は、実効金利法を用いて発生した時点で認識される。

#### (f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによるのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

#### (g) 売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権は公正価値で当初認識され、その後、予想損失引当金(注記1(k)( )参照)控除後の実効金利法を用いた償却原価で計上される。ただし、債権が定められた返済条件のない関連当事者に対する無金利融資である場合、または割引の影響に重要性がない場合には、債権は不良債権の減損引当金控除後の取得原価で計上される。

不良債権に関する減損損失は、減損の客観的な証拠が存在する場合に認識され、当該金融資産の帳簿価額と、割引の影響が重要である場合は当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額として測定される。

減損の客観的な証拠には、借手の著しい財政的困難といった資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす事象について、当社が認識する観察可能なデータが含まれている。

#### (h) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の外国為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間の期末時点の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。

#### (i) 法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産と繰延税金負債の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産の変動は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である、減算一時差異から発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り、認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産および負債は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税企業に課す法人税に対して適用される。

#### (j) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、当社と関連がある。

- ( ) 当社に対する支配または共同支配を有している。
- ( ) 当社に対する重要な影響力を有している。あるいは
- ( ) 当社または当社の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当社と関連がある。

- ( ) 当該企業および当社が同一のグループの一員である(これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している)。
- ( ) 一方の企業が、他方の企業の関連会社または共同支配企業(あるいは他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業)である。
- ( ) 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- ( ) 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。

- ( ) 当該企業が当社または当社と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- ( ) 当該企業が(a)に示した個人に支配または共同支配されている。
- ( ) (a)( )に示した個人が当該企業に重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業(または当該企業の親会社)の経営幹部の一員である。
- ( ) 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、当社または当社の親会社に経営幹部サービスを提供する。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

#### (k) 金融商品

##### ( ) 当初認識

金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債以外の金融資産または金融負債の場合、当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用が公正価値に加えられる。

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。金融資産の通常の売買は、取引日基準を用いて認識される。当該取引日から、金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が計上される。

##### (ii) 分類と事後測定

###### (A) 金融資産の分類 - 2018年1月1日から適用された方針

当初認識時に、当社は償却原価またはF V T P Lで測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「S P P I」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

当社のその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

###### 事業モデル評価

当社は、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションを関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、当社の経営陣に報告されているか

- 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 当該事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

売買目的で保有されている金融資産または公正価値に基づいて管理と業績評価が行われている金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているのではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方のために保有されているのでもないため、F V T P Lで測定される。

### 契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、当社は当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。当社は、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素
- 当社の請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

### 分類変更

金融資産は、当社が金融資産の管理に関する事業モデルを変更した後の期間を除き、当初認識後に再分類されない。

## (B)金融資産の分類 - 2018年1月1日より前に適用された方針

### 貸付金および債権

貸付金および債権には、兄弟会社に対する債権、売掛金およびその他の資産ならびに現金および現金同等物が含まれている。これらの資産は実効金利法による償却原価で測定される。

### その他の金融負債

金融負債には、兄弟会社に対する債務、買掛金および未払費用が含まれている。これらの負債は実効金利法による償却原価で測定される。

## ( )認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産とともに所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値が譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、解消あるいは消滅した場合に、認識が中止される。

当社は、認識の中止に際して純損益およびその他の包括利益計算書に認識される実現損益の決定に加重平均法を利用している。

## ( )相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースでの決済、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債は相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。

## ( )減損

### (A)2018年1月1日から適用された方針

当社は、償却原価で測定する金融資産について、ECLに対する損失評価引当金を認識している。

当社は、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

当社は、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

当社は、信用リスク格付が「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融商品の信用リスクは低いとみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、当社が信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

### *ECLの測定*

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、当社が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、当社が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。

ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

### *信用減損金融資産*

当社は、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 発行者または債務者の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)

- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

#### 財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

#### 直接償却

当社がある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

#### (B)2018年1月1日より前に適用された方針

FVTPLに分類されていない金融資産は、報告日ごとに、減損している客観的証拠があるかどうかを判断するために評価された。金融資産または金融資産グループが「減損」するのは、当該資産の当初認識後に発生した1つまたは複数の事象の結果としての減損の客観的証拠があり、かつその損失事象が、当該金融資産または金融資産グループの見積将来キャッシュ・フローに対して、信頼性をもって見積ることのできる影響を有している場合であった。

金融資産が減損しているという客観的証拠には、債務者または発行体の重大な財政的困難、債務者による債務不履行または期限経過事象、そうでなければ当社が考慮しないであろう契約上の支払金額の再編、借手または発行体が破産に陥る兆候、有価証券の活発な市場の消滅、または借手の支払状況の不利な変化が含まれている。

償却原価で測定する金融資産の減損損失は、帳簿価額と当該資産の当初実効金利で割り引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として計算された。損失は純損益で認識され、債権に対する引当金勘定に反映された。減損資産に対する利息は、引き続き認識された。減損を認識した後に発生した事象により、減損損失の額が減少した場合には、減損損失の減少は純損益を通じて戻入れられた。

## 2 売上高

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
受取投資運用報酬	57,356,942	57,031,983
	<hr/>	<hr/>
	57,356,942	57,031,983
	<hr/>	<hr/>

上記の受取報酬の性質については、注記13に開示されている。

## 3 その他の利益純額

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
兄弟会社の銀行における預金からの受取利息	1,477,579	19,417
為替差益(差損)	(154,827)	307,240
	<hr/>	<hr/>
	1,322,752	326,657
	<hr/>	<hr/>

## 4 税引前利益

税引前利益は、以下の借方計上後の金額で計上されている。

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
支払管理報酬	19,628,027	22,258,411
支払トレーラー報酬	-	3,318,662
支払サブ・マネージャー報酬	6,636,458	5,593,203
弁護士および専門家報酬	10,790,292	6,654,747
監査報酬	468,148	460,648
	<hr/>	<hr/>

上記の関連当事者への支払報酬の一部の性質については、注記13に開示されている。

## 5 法人税

(a) 純損益およびその他の包括利益計算書に係る法人税は以下の通りである。

純損益およびその他の包括利益計算書に係る課税は以下の通りである。

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
<b>当期税金費用 - 香港利得税</b>		
過年度に係る超過引当金	(274,006)	-
当期の香港利得税に対する引当金	3,085,307	2,140,773
<b>繰延税金</b>		
一時差異の発生および解消	3,529	523,973
	<u>2,814,830</u>	<u>2,664,746</u>

当期の香港利得税に対する引当金は、当期の見積課税所得の16.5% (2017年：16.5%) で計算されている。

(b) 法人税と適用税率で算定された会計上の利益の調整：

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
税引前利益	<u>20,042,968</u>	<u>16,501,910</u>
税率16.5% (2017年：16.5%) での税引前利益に係る想定税額	3,307,090	2,722,815
非課税所得および損金不算入損失の税効果	(218,254)	(53,898)
過年度に係る超過引当金	(274,006)	-
その他	-	(4,171)
実際の税金費用	<u>2,814,830</u>	<u>2,664,746</u>

(c) 財政状態計算書に係る法人税は以下の通りである。

財政状態計算書に係る当期の課税は以下の通りである。

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
当期の繰越税金	826,688	-
仮払利得税	(2,756,914)	(1,314,085)
過年度に係る利得税に対する引当金残高	(274,006)	-
当期の香港利得税に対する引当金	3,085,307	2,140,773
	<hr/>	<hr/>
	881,075	826,688
	<hr/>	<hr/>

#### 繰延税金資産認識額：

財政状態計算書において認識される繰延税金資産の内訳および当事業年度における変動は、以下の通りである。

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
2018年1月1日現在	26,278	550,251
純損益およびその他の包括利益計算書への借方計上額	(3,529)	(523,973)
	<hr/>	<hr/>
2018年12月31日現在	22,749	26,278
	<hr/>	<hr/>

2018年12月31日現在、認識されていない、または引当計上されていない重要な繰延税金資産または負債はなかった(2017年：ゼロ)。

## 6 取締役の報酬

香港会社法の第383条(1)および社内規定のパート2(取締役の給付に関する情報の開示)に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
取締役の報酬	-	-
給与、手当および現物給付	8,664,708	8,678,496
変動賞与	14,381,096	7,426,755
株式報酬	1,830,923	1,613,482
退職制度への拠出額	758,100	740,100
	<hr/>	<hr/>
	25,634,827	18,458,833
	<hr/>	<hr/>

## 7 現金および現金同等物

2018年12月31日および2017年12月31日現在、現金および現金同等物は、兄弟会社の銀行に保有されている預金を表している。

## 8 兄弟会社に対する債権債務

兄弟会社に対する債権債務は、無担保、無金利であり、要求に応じて返済される。

## 9 売掛金およびその他の資産

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
未収投資運用報酬	7,283,614	11,133,466
未収弁護士および専門家報酬	82,725	1,022,772
	<hr/>	<hr/>
	7,366,339	12,156,238
	<hr/>	<hr/>

未収税金を除いた上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。すべての未収報酬は、無金利、無担保であり、3か月以内に決済される見込みである。

## 10 買掛金および未払費用

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
未払サブ・マネージャー報酬	2,615,365	868,890
未払トレーラー報酬	-	407,817
未払弁護士および専門家報酬	984,433	2,597,917
その他	460,648	562,046
	<hr/>	<hr/>
	4,060,446	4,436,670
	<hr/>	<hr/>

未払サブ・マネージャー報酬には、兄弟会社に対する債務が2,350,065香港ドル(2017年：868,890香港ドル)含まれていた。すべての買掛金および未払費用は、無金利、無担保であり、3か月以内に決済される見込みである。

## 11 株式資本

## (a) 発行済株式資本

	2018年		2017年	
	株数	金額 香港ドル	株数	金額 香港ドル
<b>発行済、全額払込済普通株式：</b>				
1月1日および12月31日現在	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

香港会社法の第135条に準拠して、当社の普通株式は無額面株式である。

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

## (b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社はある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素を含めて「資本」として定義している。この基準において、2018年12月31日現在の資本金額は235,924,858香港ドル(2017年：218,971,200香港ドル)であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

香港証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は香港証券先物(金融資源)規則(以下「FRR」という。)の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとFRRで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、FRRの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当事業年度中、当社は常にFRRの要件を遵守していた。

## 12 金融商品

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

## (a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行に保有されている現金および現金同等物、当社の投資運用活動により生じる未収報酬に起因する。経営陣は、信用方針を整備しており、信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。

未収運用報酬は定期的に見直され、定期的なスケジュールで決済される。兄弟会社に対する債権については、経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

信用リスクの最大エクスポージャーは、報告期間の期末時点の当該金融資産の帳簿価額に相当する。

## (b) 流動性リスク

当社の方針により、短期および長期の流動性要件を満たすための十分な現金の維持を確保する目的で、現在の流動性要件と予想される流動性要件を定期的にモニターしている。

2018年12月31日および2017年12月31日現在、すべての金融負債は1年以内に満期が到来するか、または、要求に応じて返済される。金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8および10に開示されている。

## (c) 金利リスク

当社は、当社が現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされている。

## 感応度分析

以下の表は、報告期間の期末時点で、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合の金利の変動の見積りに対応する当社の税引前利益の変動の見積りを表している。

	2018年		2017年	
	税引前利益の 増加/(減少) 香港ドル		税引前利益の 増加/(減少) 香港ドル	
金利の変動				
- 増加	0.28%	689,064	0.75%	1,620,956
- 減少	-	-	-	-

上記の感応度分析は、報告期間の期末時点で金利の変動が生じており、かつ、報告期間の期末時点で金利リスクのある当社保有の金融商品の再測定に当該金利を適用したと仮定した場合に生じると考えられる、当社の税引前利益に対する通年計算による影響額を表している。感応度分析は、2017年と同じ基準で実施されている。

## (d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

( ) 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の報告期間の期末時点のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

	2018年				2017年			
	豪ドル建 香港ドル相当	ユーロ建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当	豪ドル建 香港ドル相当	ユーロ建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当
現金および現金同等物	711,629	-	2,857,720	8,149,638	777,226	-	4,933,923	5,532,086
兄弟会社に対する債権	-	-	-	132,034	-	-	-	208,146
売掛金およびその他の資産	-	-	7,047,878	293,661	1,151	-	4,817,498	7,331,260
買掛金および未払費用	-	-	(4,028,308)	428,510	-	(2,699,314)	-	(1,276,708)
兄弟会社に対する債務	(11,820)	-	(3,434,604)	(13,077,290)	-	-	(1,881,922)	(7,966,301)
正味エクスポージャー	699,809	-	2,442,686	(4,073,447)	778,377	(2,699,314)	7,869,499	3,828,483

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

## ( ) 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、報告期間の期末時点で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬時的な変動を表している。

	2018年		2017年	
	為替レートの上昇/(下落)	税引前利益の増加/(減少) 香港ドル	為替レートの上昇/(下落)	税引前利益の増加/(減少) 香港ドル
豪ドル	2.04%	14,280	5.36%	41,739
	(1.05)%	(7,327)	-	-
ユーロ	N/A	N/A	7.28%	(196,495)
	N/A	N/A	-	-
日本円	0.26%	6,415	4.53%	356,379
	-	-	-	-

感応度分析では、為替レートの変動が、報告期間の期末時点で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2017年と同じ基準で実施されている。

## (e) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、2018年12月31日および2017年12月31日現在の財政状態計算書の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

## 13 重要な関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

## (a) 受取報酬および支払報酬

	注記	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
受取報酬			
受取投資運用報酬	( )	57,356,942	57,031,983
支払報酬			
支払トレーラー報酬	( )	-	3,318,662
支払サブ・マネージャー報酬	( )	3,290,514	3,514,503

( ) 当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・マネージャーである。

- 米ドル建元本確保型ダウ・ジョーンズ工業株価平均連動ファンド(2008 - 12) 早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ1」という。)(2019年2月6日に償還)
- 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009 - 01) 早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ4」という。)(2019年3月13日に償還)
- 円建/日経225連動ファンド2009 - 02(最安値参照/ロックイン型) 早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ6」という。)(2019年4月18日に償還)
- カントリー・セクター 外貨建てシリーズ(米ドル建)(以下「ファンド・シリーズ12」という。)(2019年1月31日に償還)
- ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ14」という。)
- ワールド・CB・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ15」という。)
- アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ18」という。)
- メキシコ・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ19」という。)
- テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ20」という。)
- 米ドル95日・リクイディティ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ24」という。)(2018年3月6日に償還)
- グローバル・バランス・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ25」という。)
- ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ26」という。)
- 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ27」という。)
- トレジャーリー・プレミアム・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ28」という。)
- フィクスト・インカム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ30」という。)
- トレジャーリー・プレミアム・プラス ファンド(以下「ファンド・シリーズ31」という。)
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1703(以下「ファンド・シリーズ32」という。)
- 高配当日本株リスクコントロール型(以下「ファンド・シリーズ33」という。)
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1710(以下「ファンド・シリーズ34」という。)

- トレジャーリー・プレミアム・プラス ファンド(以下「ファンド・シリーズ35」という。)(2018年10月12日に償還)
- JGBアセット・スワップ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ36」という。)
- 日経225連動イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ37」という。)
- 償還時目標設定型ファンド1802(以下「ファンド・シリーズ38」という。)
- 償還時目標設定型ファンド1809(以下「ファンド・シリーズ40」という。)
- CGMYLインデックス・ターゲット・ボラティリティ・ファンド2012(S P)(以下「CGMYL」という。)
- あおぞら・USトリプルプラス・ファンド(以下「あおぞら」という。)(2018年に償還)
- あおぞら・US政府債ファンド<為替アクティブヘッジ付>(以下「あおぞら政府債」という。)
- カナダドル政府債ファンド7-10<為替アクティブヘッジ/私募>(以下「CGB」という。)
- ダイワ高格付カナダドル債オープン・為替アクティブヘッジ(毎月決算型)(以下「ダイワ」という。)
- トルコ債券オープン(毎月決算型)為替アクティブヘッジ(以下「KAM」という。)
- 三菱UFJ メキシコ債券オープン<為替アクティブヘッジ>(毎月分配型)(以下「MUAM メキシコ債券」という。)
- 三菱UFJ 米国配当成長株ファンド<為替アクティブヘッジ>(以下「MUAM 米国配当」という。)
- ニュージーランド債券オープン<アクティブヘッジ>(毎月分配型)(以下「ノムラ・マンスリー」という。)
- ニュージーランド債券オープン<アクティブヘッジ>(年2回決算型)(以下「ノムラ・セミアニュアリー」という。)
- インベスコ・英ポンド債券ファンド<為替アクティブヘッジ/毎月分配型>(以下「インベスコ」という。)
- 16-06 JGBリパック・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 16-06」という。)
- 16-11 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 16-11」という。)
- 16-12 USトレジャーリー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 16-12」という。)
- 17-01 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-01」という。)
- 17-02 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-02」という。)
- 17-03 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-03」という。)
- 17-04 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-04」という。)
- 17-05 USトレジャーリー・運用切替条項付<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-05」という。)
- 17-06 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-06」という。)
- 17-07 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-07」という。)
- 17-08 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-08」という。)
- 17-11 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-11」という。)

当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・アドバイザーである。

- 日本厳選プレミアム株式オープン(以下「KAM日本厳選」という。)

( ) 当社は、当社の管理下にある以下のファンドから、報酬を受け取る権利を有している。

#### 受取投資運用/助言報酬

ファンド・シリーズ12、14、15、18、19、20、24、25、26、27、28、30、31、32、33、34、35、36、37、38、40、CGMYL、あおぞら、あおぞら政府債、CGB、ダイワ、KAM、MUAMメキシコ債券、MUAM 米国配当、ノムラ・マンスリー、ノムラ・セミアニュアリー、インベスコ、岡三 16-06、岡三 16-11、岡三 16-12、岡三 17-01、岡三 17-02、岡三 17-03、岡三 17-04、岡三 17-05、岡三 17-06、岡三 17-07、岡三 17-08、岡三 17-11およびKAM日本厳選の受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.01%から1.8%で計算される。

シリーズ1、4および6の受取投資運用報酬は、発行済受益証券の想定元本の年率0.3%で計算される。

( ) 当社と販売会社との間で締結された販売契約に従い、CSR F、CSFおよびCBFについては、トレーラー報酬が、当社の兄弟会社であるシティバンク(香港)リミテッドおよびシティバンク・シンガポール・リミテッドを含む、様々な販売会社に支払われる。トレーラー報酬は、当社と販売会社との間で合意された金額に基づいて請求される。2018年12月31日に終了した報告期間においてシティバンク(香港)リミテッドおよびシティバンク・シンガポール・リミテッドに支払われた支払トレーラー報酬総額は、ゼロ香港ドル(2017年：870,405香港ドル)であった。

( ) 当社とシリーズ19のサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、支払サブ・マネージャー報酬が、受取管理報酬総額の50%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。2018年12月31日現在においてシリーズ19のサブ・マネージャーに支払われた支払サブ・マネージャー報酬総額は、933,218香港ドルであった。

当社と当社の兄弟会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド(以下「CGML」という。)との間で締結された書面による契約に従い、KAM日本厳選については、CGMLへの支払データ・サービス報酬は、ファンドの日次の純資産価額に年率0.18%を適用して計算される。2018年12月31日現在においてCGMLに支払われた支払データ・サービス報酬総額は、2,357,296香港ドル(2017年：3,514,503香港ドル)であった。

#### (b) 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。2018年12月31日に終了した報告期間における支払管理報酬は、19,628,027香港ドル(2017年：22,258,411香港ドル)であった。

#### (c) 経営幹部の報酬

注記6に開示されている取締役の報酬以外に、他の経営幹部の報酬はない。

特定の経営幹部に対して合計25,634,827香港ドル(2017年: 18,458,833香港ドル)の報酬を含む開示金額が、当社のグループ会社によって支払われた。当社は、経営幹部の役務の提供についてグループ会社を直接補償しなかった。

#### 14 直接の親会社および最終的な支配会社

2018年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとみなしている。同社は財務書類を作成しているが、公衆の閲覧に供されていない。2018年12月31日現在の当社の最終的な支配会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとみなされる。シティグループ・インクは米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公衆の閲覧に供されている。

#### 15 公表されているが2018年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HKICPAは2018年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、多くの改訂、新基準および解釈指針を公表した。本財務書類には、当社に関連する可能性がある以下が含まれている。

以下の日付以降に開始する

会計期間より適用

---

HK(IFRIC)第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」 2019年1月1日

HKFRS基準の年次改善2015-2017年 2019年1月1日

当社は、これらの修正、新基準および解釈指針が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。これまでのところ、これらの修正の適用が本財務書類に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えている。

[次へ](#)

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2018**Statement of profit or loss and other comprehensive income  
for the year ended 31 December 2018***(Expressed in Hong Kong dollars)*

	Note	2018 \$	2017 (Note) \$
Turnover	2	57,356,942	57,031,983
Other net gain	3	1,322,752	326,657
Other operating expenses		<u>(38,636,726)</u>	<u>(40,856,730)</u>
<b>Profit before taxation</b>	<b>4</b>	20,042,968	16,501,910
Income tax	5(a)	<u>(2,814,830)</u>	<u>(2,664,746)</u>
<b>Profit for the year</b>		17,228,138	13,837,164
<b>Other comprehensive income for the year</b>		<u>-</u>	<u>-</u>
<b>Total comprehensive income for the year</b>		<u>17,228,138</u>	<u>13,837,164</u>

Note: The Company has initially applied HKFRS 9 and HKFRS 15 at 1 January 2018.  
Under the transition methods chosen, comparative information is not restated. See  
note 1(c).

The notes on pages 11 to 37 form part of these financial statements.

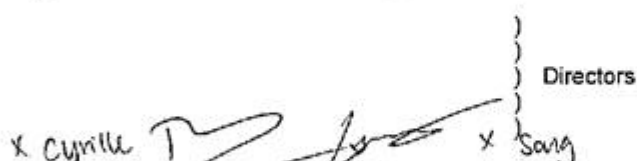
Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2018

## Statement of financial position as at 31 December 2018

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2018 \$	2017 (Note) \$
<b>Non-current asset</b>			
Deferred tax assets	5(c)	<u>22,749</u>	<u>26,278</u>
<b>Current assets</b>			
Cash and cash equivalents	7	253,284,299	221,656,523
Amounts due from fellow subsidiaries	8	132,034	243,742
Accounts receivable and other assets	9	<u>7,366,339</u>	<u>12,156,238</u>
		<u>260,782,672</u>	<u>234,056,503</u>
<b>Current liabilities</b>			
Accounts payable and accrued expenses	10	4,060,446	4,436,670
Amounts due to fellow subsidiaries	8	19,665,036	9,848,223
Tax payables	5(c)	<u>881,075</u>	<u>826,688</u>
		<u>24,606,557</u>	<u>15,111,581</u>
<b>Net current assets</b>		<u>236,176,115</u>	<u>218,944,922</u>
<b>NET ASSETS</b>		<u>236,198,864</u>	<u>218,971,200</u>
<b>CAPITAL AND RESERVES</b>			
Share capital	11(a)	2,000,200	2,000,200
Retained earnings		<u>234,198,664</u>	<u>216,971,000</u>
<b>TOTAL EQUITY</b>		<u>236,198,864</u>	<u>218,971,200</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on **29 APR 2019**



Note: The Company has initially applied HKFRS 9 and HKFRS 15 at 1 January 2018. Under the transition methods chosen, comparative information is not restated. See note 1(c).

The notes on pages 11 to 37 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2018

**Statement of changes in equity  
for the year ended 31 December 2018**  
(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Share capital</i> \$	<i>Retained earnings</i> \$	<i>Total</i> \$
<b>Balance at 1 January 2017</b>	2,000,200	203,133,836	205,134,036
Total comprehensive income for the year	-	<u>13,837,164</u>	<u>13,837,164</u>
<b>Balance at 31 December 2017 (Note)</b>	2,000,200	216,971,000	218,971,200
Impact on initial application of HKFRS 9	-	<u>(474)</u>	<u>(474)</u>
<b>Adjusted balance at 1 January 2018</b>	2,000,200	216,970,526	218,970,726
Total comprehensive income for the year	-	<u>17,228,138</u>	<u>17,228,138</u>
<b>Balance at 31 December 2018</b>	<u>2,000,200</u>	<u>234,198,664</u>	<u>236,198,864</u>

Note: The Company has initially applied HKFRS 9 and HKFRS 15 at 1 January 2018. Under the transition methods chosen, comparative information is not restated. See note 1(c).

The notes on pages 11 to 37 form part of these financial statements.

Citygroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2018

**Statement of cash flows**  
**for the year ended 31 December 2018**  
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2018 \$	2017 (Note) \$
<b>Operating activities</b>			
Profit before taxation		20,042,968	16,501,910
Adjustment for:			
Interest income	3	(1,477,579)	(19,417)
<b>Operating cashflow before changes in working capital</b>		<b>18,565,389</b>	<b>16,482,493</b>
Decrease in amounts due from fellow subsidiaries		111,708	1,938,468
Decrease/(increase) in accounts receivable and other assets		4,789,899	(2,504,384)
Decrease in accounts payable and accrued expenses		(376,224)	(2,199,565)
Increase/(decrease) in amounts due to fellow subsidiaries		9,816,813	(210,671)
<b>Net cash generated from operations</b>		<b>32,907,585</b>	<b>13,506,341</b>
Hong Kong profits tax paid		(2,756,914)	(1,314,085)
<b>Net cash generated from operating activities</b>		<b>30,150,671</b>	<b>12,192,256</b>
<b>Investing activity</b>			
Interest received		1,477,579	19,417
<b>Net cash generated from investing activity</b>		<b>1,477,579</b>	<b>19,417</b>
<b>Net increase in cash and cash equivalents</b>		<b>31,628,250</b>	<b>12,211,673</b>
<b>Cash and cash equivalents at 1 January</b>		<b>221,656,049</b>	<b>209,444,850</b>
<b>Cash and cash equivalents at 31 December</b>	7	<b>253,284,299</b>	<b>221,656,523</b>

Note: The Company has initially applied HKFRS 9 and HKFRS 15 at 1 January 2018. Under the transition methods chosen, comparative information is not restated. See note 1(c).

The notes on pages 11 to 37 form part of these financial statements.

## Notes to the financial statements

(Expressed in Hong Kong dollars)

### 1 Significant accounting policies

#### (a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. Significant accounting policies adopted by the Company are disclosed below.

The HKICPA has issued certain new and revised HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. Note 1(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

#### (b) Basis of preparation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The Company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the Company. All values are rounded to the nearest Hong Kong dollar, unless otherwise indicated.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

## 1 Significant accounting policies (continued)

### (c) Changes in accounting policies

The HKICPA has issued a number of new HKFRSs and amendments to HKFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company. Of these, the following developments are relevant to the Company's financial statements:

- (i) HKFRS 9, *Financial instruments*
- (ii) HKFRS 15, *Revenue from contracts with customers*
- (iii) HK(IFRIC) 22, *Foreign currency transactions and advance consideration*

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period, except for the amendments to HKFRS 9, *Prepayment features with negative compensation* which have been adopted at the same time as HKFRS 9.

- (i) HKFRS 9, *Financial instruments*, including the amendments to HKFRS 9, *Prepayment features with negative compensation*

HKFRS 9 replaces HKAS 39, *Financial instruments: recognition and measurement*. It sets out the requirements for recognising and measuring financial assets, financial liabilities and some contracts to buy or sell non-financial items.

The company has applied HKFRS 9 retrospectively to items that existed at 1 January 2018 in accordance with the transition requirements. The Company has recognised the cumulative effect of initial application as an adjustment to the opening equity at 1 January 2018. Therefore, comparative information continues to be reported under HKAS 39.

Further details of the nature and effect of the changes to previous accounting policies and the transition approach are set out below:

#### A Classification of financial assets and financial liabilities

HKFRS 9 categorises financial assets into three principal classification categories: measured at amortised cost, at fair value through other comprehensive income ("FVOCI") and at fair value through profit or loss ("FVTPL"). These supersede HKAS 39's categories of held-to-maturity investments, loans and receivables, available-for-sale financial assets and financial assets measured at FVTPL. The classification of financial assets under HKFRS 9 is based on the business model under which the financial asset is managed and its contractual cash flow characteristics. Under HKFRS 9, derivatives embedded in contracts where the host is a financial asset in the scope of the standard are not separated from the host. Instead, the hybrid instrument as a whole is assessed for classification.

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2018

## 1 Significant accounting policies (continued)

The accounting for financial liabilities is largely be the same as the requirements of HKAS 39 except for the treatment of gains or losses arising from an entity's own credit risk relating to liabilities designated at FVTPL. Such movements is presented in other comprehensive income ("OCI") with no subsequent reclassification to the income statement, unless an accounting mismatch in profit or loss would arise.

The following table and the accompanying notes below explain the original measurement categories under HKAS 39 and the new measurement categories under HKFRS 9 for each class of the Company's financial assets and financial liabilities as at 1 January 2018.

The effect of adopting HKFRS 9 on the carrying amounts of financial assets at 1 January 2018 relates solely to the new impairment requirements.

<i>In HKD</i>	<i>Original classification under HKAS 39</i>	<i>New classification under HKFRS 9</i>	<i>Original carrying amount under HKAS 39</i>	<i>New carrying amount under HKFRS 9</i>
<b>Financial assets</b>				
Amounts due from fellow subsidiaries	Loans and receivables	Amortised cost	243,742	243,742
Accounts receivable and other assets	Loans and receivables	Amortised cost	12,158,238	12,156,238
Cash and cash equivalents	Loans and receivables	Amortised cost	221,656,523	221,656,049
<b>Total financial assets</b>			<u>234,056,503</u>	<u>234,056,029</u>

Note: For an explanation of how the Company classifies and measures financial assets and recognises related gains and losses under HKFRS 9, see respective accounting policy note 1(k).

The measurement categories for all financial liabilities remain the same. The carrying amounts for all financial liabilities at 1 January 2018 have not been impacted by the initial application of HKFRS 9.

## 1 Significant accounting policies (continued)

### B. Credit losses

HKFRS 9 replaces the "incurred loss" model in HKAS 39 with the "expected credit loss" (ECL) model. The ECL model requires an ongoing measurement of credit risk associated with a financial asset and therefore recognises ECLs earlier than under the "incurred loss" accounting model in HKAS 39.

Under HKFRS 9, the same impairment model is applied to all financial assets, except for financial assets classified or designated as at FVTPL and equity securities designated as at FVOCI, which are not subject to impairment assessment. The scope of the HKRS 9 expected credit loss impairment model includes amortised cost financial assets, debt securities classified as FVOCI, and off balance sheet loan commitments and financial guarantees which were previously provided for under HKAS 37 *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*.

The Company applies the new ECL model to the following items:

- Financial assets measured at amortised cost (including cash and cash equivalents and accounts receivable and other assets)

For further details on the Company's accounting policy for accounting for credit losses, see respective accounting policy note 1(k).

The impact to the Company's allowances for credit losses, due to the adoption of HKFRS 9, is considered to be immaterial to the Company.

### C. Transition

Changes in accounting policies resulting from the adoption of HKFRS 9 have been applied retrospectively, except as described below:

- Information relating to comparative periods has not been restated. Differences in the carrying amounts of financial assets resulting from the adoption of HKFRS 9 are recognised in retained earnings and reserves as at 1 January 2018. Accordingly, the information presented for 2017 continues to be reported under HKAS 39 and thus may not be comparable with the current period.
- The determination of the business model within which a financial asset is held has been made on the basis of the facts and circumstances that existed at 1 January 2018 (the date of initial application of HKFRS 9 by the Company).
- If, at the date of initial application, the assessment of whether there has been a significant increase in credit risk since initial recognition would have involved undue cost or effort, a lifetime ECL has been recognised for that financial instrument.

## 1 Significant accounting policies (continued)

### (ii) HKFRS 15, *Revenue from contracts with customers*

HKFRS 15 establishes a comprehensive framework for recognising revenue and some costs from contracts with customers. HKFRS 15 replaces HKAS 18, *Revenue*, which covered revenue arising from sale of goods and rendering of services, and HKAS 11, *Construction contracts*, which specified the accounting for construction contracts.

HKFRS 15 also introduces additional qualitative and quantitative disclosure requirements which aim to enable users of the financial statements to understand the nature, amount, timing and uncertainty of revenue and cash flows arising from contracts with customers.

The Company has elected to use the cumulative effect transition method and has recognised the cumulative effect of initial application as an adjustment to the opening balance of equity at 1 January 2018. Therefore, comparative information has not been restated and continues to be reported under HKAS 18. As allowed by HKFRS 15, the Company has applied the new requirements only to contracts that were not completed before 1 January 2018. The estimated impact on the amounts reported as a result of the adoption of HKFRS 15 on 1 January 2018 is considered to be immaterial in respect of the year ended 31 December 2018.

Further details of the nature and effect of the changes on previous accounting policies are set out below:

#### A. Timing of revenue recognition

Previously, revenue arising from construction contracts and provision of services was recognized over time, whereas revenue from sale of goods was generally recognized at a point in time when the risks and rewards of ownership of the goods had passed to the customers.

Under HKFRS 15, revenue is recognized when the customer obtains control of the promised good or service in the contract. This may be at a single point in time or over time. HKFRS 15 identifies the following three situations in which control of the promised goods or service is regarded as being transferred over time:

- When the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the entity's performance, as the entity performs;
- When the entity's performance creates or enhances an asset (for example work in progress that the customer controls as the asset is created or enhanced);
- When the entity's performance does not create an asset with an alternative use to the entity and the entity has an enforceable right to payment for performance completed to date.

If the contract terms and the entity's activities do not fall into any of these 3 situations, then under HKFRS 15 the entity recognises revenue for the sale of that good or service at a single point in time, being when control has passed. Transfer of risks and rewards of ownership is only one of the indicators that is considered in determining when the transfer of control occurs.

## 1 Significant accounting policies (continued)

The adoption of HKFRS 15 does not have a significant impact on the Company's recognition of revenue.

### B. Significant financing component

HKFRS 15 requires an entity to adjust the transaction price for the time value of money when a contract contains a significant financing component, regardless of whether the payments from customers are received significantly in advance of revenue recognition or significantly deferred.

Previously, the Company only applied such a policy when payments were significantly deferred, which was not common in the Company's arrangements with its customers. The Company did not apply such a policy when payments were received in advance.

It is not common for the Company to receive payments significantly in advance of revenue recognition in the Company's arrangements with its customers.

Where payment schemes include a significant financing component, the transaction price is adjusted to separately account for this component. In the case of payments in advance, such adjustment results in interest expense being accrued by the Company to reflect the effect of the financing benefit obtained by the Company from the customers during the period between the payment date and the completion date of legal assignment.

This change in policy has had no effect on retained earnings as at 1 January 2018.

### (iii) HK (IFRIC) 22, *Foreign currency transactions and advance consideration*

This Interpretation provides guidance on determining "the date of the transaction" for the purpose of determining the exchange rate to use on initial recognition of the related asset, expense or income (or part of it) arising from a transaction in which an entity receives or pays advance consideration in a foreign currency.

The Interpretation clarifies that "the date of the transaction" is the date on initial recognition of the non-monetary asset or liability arising from the payment or receipt of advance consideration. If there are multiple payments or receipts in advance of recognising the related item, the date of the transaction for each payment or receipt should be determined in this way. The adoption of HK(IFRIC) 22 does not have any material impact on the financial position and the financial result of the Company.

### (d) *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

## 1 Significant accounting policies (continued)

### (e) Revenue and other income

Income is classified by the Company as revenue when it arises from the sale of goods, the provision of services or the use by others of the Company's assets under leases in the ordinary course of the Company's business.

Revenue is recognised when control over a product or service is transferred to the customer, or the lessee has the right to use the asset, at the amount of promised consideration to which the Company is expected to be entitled, excluding those amounts collected on behalf of third parties.

Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the customer for more than 12 months, revenue is measured at the present value of the amount receivable, discounted using the discount rate that would be reflected in a separate financing transaction with the customer, and interest income is accrued separately under the effective interest method. Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the Company, revenue recognised under that contract includes the interest expense accreted on the contract liability under the effective interest method. The Company takes advantage of the practical expedient in paragraph 63 of HKFRS 15 and does not adjust the consideration for any effects of a significant financing component if the period of financing is 12 months or less.

Further details of the Company's revenue and other income recognition policies are as follows:

- Fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method.

### (f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

## 1 Significant accounting policies (continued)

### (g) Accounts and other receivables

Accounts and other receivables are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost using the effective interest method, less allowance for credit losses (see note 1(k)(v)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less allowance for impairment of doubtful debts.

Impairment losses for bad and doubtful debts are recognised when there is objective evidence of impairment and are measured as the difference between the carrying amount of the financial asset and the estimated future cash flows, discounted at the asset's original effective interest rate where the effect of discounting is material.

Objective evidence of impairment includes observable data that comes to the attention of the Company about events that have an impact on the asset's estimated future cash flows such as significant financial difficulty of the debtor.

### (h) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the end of reporting period. Exchange gains and losses are recognised in statement of profit or loss and other comprehensive income.

### (i) Income tax

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets and liabilities. Current tax and movements in deferred tax assets are recognised in the statement of profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of the reporting period, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets arise from deductible temporary differences, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of reporting period. Deferred tax assets and liabilities are not discounted.

## 1 Significant accounting policies (continued)

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the Company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

### (j) Related parties

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
- (i) has control or joint control over the Company;
  - (ii) has significant influence over the Company; or
  - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
- (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
  - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
  - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
  - (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
  - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
  - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
  - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
  - (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the Company's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

## 1 Significant accounting policies (continued)

### (k) Financial instruments

#### (i) Initial recognition

Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price, plus, in case of a financial asset or financial liability not held at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

The Company recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

#### (ii) Classification and subsequent measurement

##### (A) Classification of financial assets - Policy applicable from 1 January 2018

On initial recognition, the Company classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL.

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI")

All other financial assets of the Company are measured at FVTPL.

##### *Business model assessment*

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Company considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Company's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;

## 1 Significant accounting policies (continued)

- how the managers of the business are compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity

Financial assets that are held for trading or managed and whose performance is evaluated on a fair value basis are measured at FVTPL because they are neither held to collect contractual cash flows nor held both to collect contractual cash flows and to sell financial assets.

### *Assessment whether contractual cash flows are SPPI*

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Company considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Company considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Company's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates)

### *Reclassifications*

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition, except in the period after the Company changes its business model for managing financial assets.

## 1 Significant accounting policies (continued)

### (B) Classification of financial assets - Policy applicable before 1 January 2018

#### *Loans and receivables*

Loans and receivables include amounts due from fellow subsidiaries, accounts receivable and other assets and cash and cash equivalents. These assets are measured at amortised cost using the effective interest method.

#### *Other financial liabilities*

Financial liabilities includes amount due to fellow subsidiaries and accounts payable and accrued expenses. These liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method.

### (iii) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership, have been transferred.

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

The Company uses the weighted average method to determine realised gains and losses to be recognised in the statement of profit or loss and other comprehensive income on derecognition.

### (iv) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position where there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

### (v) Impairment

#### (A) Policy applicable from 1 January 2018

The Company recognises loss allowances for ECLs on financial assets measured at amortised cost.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition

The Company assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

## 1 Significant accounting policies (continued)

The Company considers a financial instrument to have low credit risk when its credit risk rating is equivalent to the globally understood definition of 'investment grade'.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

### *Measurement of ECLs*

ECLs are the probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Company expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

### *Credit-impaired financial assets*

At each reporting date, the Company assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation

### *Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position*

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

### *Write-off*

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Company has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2018

## 1 Significant accounting policies (continued)

### (B) Policy applicable before 1 January 2018

Financial assets not classified at FVTPL were assessed at each reporting date to determine whether there was objective evidence of impairment. A financial asset or a group of financial assets was 'impaired' if there was objective evidence of impairment as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the asset(s) and that loss event(s) had an impact on the estimated future cash flows of that asset(s) that could be estimated reliably.

Objective evidence that financial assets were impaired included significant financial difficulty of the borrower or issuer, default or delinquency by a borrower, restructuring of the amount due on terms that the Company would not otherwise consider, indications that a borrower or issuer would enter bankruptcy, disappearance of an active market for a security or adverse changes in the payment status of the borrower.

An impairment loss in respect of a financial asset measured at amortised cost was calculated as the difference between its carrying amount and the present value of the estimated future cash flows discounted at the asset's original effective interest rate. Losses were recognised in profit or loss and reflected in an allowance account against receivables. Interest on the impaired asset continued to be recognised. If an event occurring after the impairment was recognised caused the amount of impairment loss to decrease, then the decrease in impairment loss was reversed through profit or loss.

## 2 Turnover

The principal activity of the Company is the provision of investment management services.

	2018 \$	2017 \$
Investment management fee income	57,356,942	57,031,983
	<u>57,356,942</u>	<u>57,031,983</u>

The nature of the above fee income is disclosed in note 13.

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2018

### 3 Other net gain

	2018	2017
	\$	\$
Interest income from bank deposits with a fellow subsidiary bank	1,477,579	19,417
Foreign exchange (loss)/gain	(154,827)	307,240
	<u>1,322,752</u>	<u>326,657</u>

### 4 Profit before taxation

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2018	2017
	\$	\$
Management fee expenses	19,628,027	22,258,411
Trailer fee expenses	-	3,318,662
Sub-manager fee expenses	6,636,458	5,593,203
Legal and professional fee	10,790,292	6,654,747
Auditors' remuneration	468,148	460,648
	<u>468,148</u>	<u>460,648</u>

The nature of certain of the above related party fee expenses is disclosed in note 13.

### 5 Income tax

(a) *Income tax in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:*

*Taxation in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:*

	2018	2017
	\$	\$
<b>Current tax – Hong Kong Profits Tax</b>		
Over-provision in respect of the prior year	(274,006)	-
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	3,085,307	2,140,773
<b>Deferred tax</b>		
Origination and reversal of temporary differences	3,529	523,973
	<u>2,814,830</u>	<u>2,664,746</u>

The provision for Hong Kong Profits Tax for the year is calculated at 16.5% (2017: 16.5%) of the estimated assessable profits for the year.

Citygroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2018

## 5 Income tax (continued)

### (b) Reconciliation between income tax and accounting profit at applicable tax rates:

	2018	2017
Profit before taxation	<u>20,042,968</u>	<u>16,501,910</u>
Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2017: 16.5%)	3,307,090	2,722,815
Tax effect of non-taxable income and non-deductible loss	(218,254)	(53,898)
Over-provision in respect of prior year	(274,006)	-
Others	-	(4,171)
Actual tax expense	<u>2,814,830</u>	<u>2,664,746</u>

### (c) Income tax in the statement of financial position represents:

Current taxation in the statement of financial position represents:

	2018 \$	2017 \$
Current taxation bought forward	826,688	-
Provisional Profits Tax Paid	(2,756,914)	(1,314,085)
Balance of Profits Tax provision relating to prior years	(274,006)	-
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	<u>3,085,307</u>	<u>2,140,773</u>
	<u>881,075</u>	<u>826,688</u>

Deferred tax assets recognised:

The components of deferred tax assets recognised in the statement of financial position and the movements during the year are as follows:

	2018 \$	2017 \$
At 1 January 2018	26,278	550,251
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	<u>(3,529)</u>	<u>(523,973)</u>
At 31 December 2018	<u>22,749</u>	<u>26,278</u>

As at 31 December 2018, there is no significant deferred tax asset or liability not recognised or provided for (2017: \$Nil).

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2018*

## 6 Directors' emoluments

Directors' emoluments disclosed pursuant to section 383(1) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulations are as follows:

	2018	2017
	\$	\$
Directors' fees	-	-
Salaries, allowances and benefits in kind	8,664,708	8,678,496
Discretionary bonuses	14,381,096	7,426,755
Share based payments	1,830,923	1,613,482
Retirement scheme contributions	758,100	740,100
	<u>25,634,827</u>	<u>18,458,833</u>

## 7 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents represent deposits held at a fellow subsidiary bank as at 31 December 2018 and 31 December 2017.

## 8 Amounts due from/to fellow subsidiaries

The amounts due from/to fellow subsidiaries are unsecured, interest free and repayable on demand.

## 9 Accounts receivable and other assets

	2018	2017
	\$	\$
Investment management fee receivable	7,283,614	11,133,466
Legal and professional fee receivable	82,725	1,022,772
	<u>7,366,339</u>	<u>12,156,238</u>

All of the above fee receivables except tax receivables are due from funds managed by the Company. All the fee receivables are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

Citygroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2018

## 10 Accounts payable and accrued expenses

	2018 \$	2017 \$
Sub-manager fee payable	2,615,365	868,890
Trailer fee payable	-	407,817
Legal and professional fee payable	984,433	2,597,917
Others	460,648	562,046
	<u>4,060,446</u>	<u>4,436,670</u>

Included in sub-manager fee payable is an amount due to a fellow subsidiary of \$2,350,065 (2017: \$868,890). All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

## 11 Share capital

### (a) Issued share capital

	2018		2017	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
<b>Ordinary shares, issued and fully paid:</b>				
At 1 January and 31 December	<u>20,002</u>	<u>2,000,200</u>	<u>20,002</u>	<u>2,000,200</u>

In accordance with section 135 of the Hong Kong Companies Ordinance, the ordinary shares of the Company do not have a par value.

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

### (b) Capital management

The Company's primary objective when managing capital is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2018 was \$235,924,858 (2017: \$218,971,200).

## 11 Share capital (continued)

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. The results of the directors' review of the Company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

As a licensed corporation registered under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance, the Company is also subject to the capital requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The Company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The Company complied with the requirements of the FRR at all times during the year.

## 12 Financial instruments

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

### (a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to cash and cash equivalents held at a fellow subsidiary bank and outstanding fees receivable arising from the Company's investment management activities. Management has a credit policy in place and exposure to credit risks is monitored on an ongoing basis.

Management fee receivables are regularly reviewed and settled on a regular schedule. For the balance due from fellow subsidiaries, management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

The maximum exposure to credit risk is equal to the carrying amount of these financial assets as of the end of the reporting period.

**12 Financial instruments (continued)****(b) Liquidity risk**

The Company's policy is to regularly monitor its current and expected liquidity requirements to ensure that it maintains sufficient reserves of cash to meet its liquidity requirements in the short and longer term.

At 31 December 2018 and 31 December 2017, all financial liabilities mature within one year or are repayable on demand. Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8 and 10.

**(c) Interest rate risk**

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents.

*Sensitivity analysis*

The following table indicates the estimated changes in the Company's profit before tax in response to estimated changes in interest rate with all other variables held constant at the end of the reporting period.

	2018		2017	
	%	Profit before tax increase/ (decrease) \$	%	Profit before tax increase/ (decrease) \$
Changes in interest rate				
- Increase	0.28	689,064	0.75	1,620,956
- Decrease	-	-	-	-

The sensitivity analysis above indicates the annualised impact on the Company's profit before tax that would arise assuming that the change in interest rates had occurred at the end of the reporting period and had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to interest rate risk at the end of reporting period. The analysis is performed on the same basis for 2017.

*Citygroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2018*

## 12 Financial instruments (continued)

### (d) Currency risk

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

### (i) Exposure to currency risk

The following table details the Company's exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company to which they relate.

	2018				2017			
	Australian Dollars HKD equivalent	Euro HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	Australian Dollars HKD equivalent	Euro HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent
Cash and cash equivalents	711,029	-	2,057,720	8,140,639	777,225	-	4,933,923	5,632,086
Amounts due from fellow subsidiaries	-	-	-	132,034	-	-	-	208,146
Accounts receivable and other assets	-	-	7,047,878	293,601	1,151	-	4,817,498	7,331,260
Accounts payable and accrued expenses	-	-	(4,028,308)	426,610	-	(2,869,314)	-	(1,275,706)
Amounts due to fellow subsidiaries	(11,820)	-	(3,434,604)	(13,077,290)	-	-	(1,881,922)	(7,966,301)
Overall net exposure	699,609	-	2,442,586	(4,073,447)	778,377	(2,869,314)	7,869,499	3,628,483

Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company therefore consider the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2018**12 Financial instruments (continued)****(ii) Sensitivity analysis**

The following table indicates the instantaneous change on the Company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the Company has significant exposure at the end of reporting period had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

	2018		2017	
	<i>Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %</i>	<i>Increase/ (decrease) on profit before tax \$</i>	<i>Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %</i>	<i>Increase/ (decrease) on profit before tax \$</i>
Australian dollars	2.04 (1.05)	14,280 (7,327)	5.36 -	41,739 -
Euro	N/A N/A	N/A N/A	7.28 -	(196,495) -
Japanese Yen	0.26 -	6,415 -	4.53 -	356,379 -

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to foreign currency risk at the end of the reporting period, including intercompany payables and receivables that are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2017.

**(e) Fair values of financial assets and liabilities**

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the statement of financial position as at 31 December 2018 and 31 December 2017.

Citygroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2018

### 13 Material related party transactions

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

#### (a) Fee income and expenses

	Note	2018 \$	2017 \$
<b>Fee income</b>			
Investment management fee income	(ii)	57,356,942	57,031,983
<b>Fee expenses</b>			
Trailer fee expenses	(iii)	-	3,318,662
Sub-manager fee expenses	(iv)	3,290,514	3,514,503

#### (i) The Company is the fund manager of the following funds during the year:

- Principal Protected Dow Jones Industrial Average Linked Fund without Target Auto Redemption (USD) (2008-12) ("Fund Series 1 ") (Terminated on 6 February 2019)
- Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01) ("Fund Series 4") (Terminated on 13 March 2019)
- Knock-in Type/Lowest Price Reference Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (JPY) (2009-02) ("Fund Series 6") (Will terminate on 18 April 2019)
- Country Selector Foreign Currency Series (USD) ("Fund Series 12") (Terminated on 31 January 2019)
- Hybrid Tri-Asset Fund (JPY) ("Fund Series 14")
- World CB Fund (JPY) ("Fund Series 15")
- Asia High Yield Bond Fund ("Fund Series 18")
- Mexico Bond Fund ("Fund Series 19")
- Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series ("Fund Series 20")
- USD 95 Day Liquidity Fund ("Fund Series 24") (Terminated on 6 March 2018)
- Global Balance Plus Fund ("Fund Series 25")
- North American Equity Income Covered Call Strategy Fund ("Fund Series 26")

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2018*

### 13 Material related party transactions (continued)

- US Focused Growth Equity Foreign Currency Series ("Fund Series 27")
- Treasury Premium Plus Fund ("Fund Series 28")
- Fixed Income Fund ("Fund Series 30")
- Treasury Premium Plus II Fund ("Fund Series 31")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703 ("Fund Series 32")
- JPN High Dividend Equity with Short Index Allocation ("Fund Series 33")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1710 ("Fund Series 34")
- Treasury Premium Plus III Fund ("Fund Series 35") (Terminated on 12 October 2018)
- JGB Asset Swap Fund ("Fund Series 36")
- Nikkel 225 Intraday Fund ("Fund Series 37")
- Target Setting at Maturity Fund 1802 ("Fund Series 38")
- Target Setting at Maturity Fund 1809 ("Fund Series 40")
- CGMYL Index Target Volatility Fund 2012 (SP) ("CGMYL")
- Aozora US Triple Plus Fund ("Aozora") (Terminated in 2018)
- Aozora US Government Bond Fund (with Active Currency Hedge) ("Aozora Government Bond")
- Canadian Government Bond Fund 7-10 (Currency Active Hedge/Private Placement) ("CGB")
- Daiwa High Grade Canadian Bond Open Currency Active Hedge (Monthly Settlement Type) ("Daiwa")
- Kokusai Turkish Bond Open (1M) Active Currency Hedge ("KAM")
- Mitsubishi UFJ Mexican Bond Open (Currency Actively Hedged) (Monthly Dividend) ("MUAM Mexican Bond")
- Mitsubishi UFJ US Dividend Growth Stock Fund (Currency Actively Hedged) ("MUAM US Dividend")
- New Zealand Bond Open (Actively Hedged) Monthly Distribution Type ("Nomura Monthly")

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2018*

### 13 Material related party transactions (continued)

- New Zealand Bond Open (Actively Hedged) Semiannually Settlement Type ("Nomura Semiannually")
- Invesco Sterling Bond Fund (Active Hedged/Monthly Distribution) ("Invesco")
- 16-06 JGB Repack Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 16-06")
- 16-11 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 16-11")
- 16-12 US Treasury Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 16-12")
- 17-01 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-01")
- 17-02 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-02")
- 17-03 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-03")
- 17-04 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-04")
- 17-05 US Treasury Fund with Objectives Switching Clause (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-05")
- 17-06 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-06")
- 17-07 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-07")
- 17-08 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-08")
- 17-11 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-11")

The Company is the fund advisor of the following fund during the year:

- Japan Prime Selection Premium Equity Open Mother Fund ("KAM Japan Prime Selection")

**13 Material related party transactions (continued)**

- (ii) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:

*Investment management/advisory fee income*

For Fund Series 12, 14, 15, 18, 19, 20, 24, 25, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 40, CGMYL, Aozora, Aozora Government Bond, CGB, Daiwa, KAM, MUAM Mexican Bond, MUAM US Dividend, Nomura Monthly, Nomura Semiannually, Invesco, Okasan 16-06, Okasan 16-11, Okasan 16-12, Okasan 17-01, Okasan 17-02, Okasan 17-03, Okasan 17-04, Okasan 17-05, Okasan 17-06, Okasan 17-07, Okasan 17-08, Okasan 17-11 and Japan Prime Selection, fees are calculated at 0.01% to 1.8% per annum of the net asset value of the funds.

For Series 1, 4 and 6, fees are calculated at 0.3% per annum of the notional amount of units in issue.

- (iii) Pursuant to the distribution agreements signed between the Company and the distributors, trailer fee expenses are payable to various distributors, including Citibank (Hong Kong) Limited and Citibank Singapore Limited, which are fellow subsidiaries of the Company, in respect of CSRF, CSF and CBF. Fees are charged based on amounts agreed between the Company and the distributors. The total trailer fee expenses paid to Citibank (Hong Kong) Limited and Citibank Singapore Limited for the reporting period as at 31 December 2018 amounted to \$Nil (2017: \$870,405).
- (iv) Pursuant to the sub-management agreement signed between the Company and the sub-managers for Series 19, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 50% of the gross management fee income received. The total sub-managers' fee expenses paid to the sub-managers for Series 19 as at 31 December 2018 amounted to \$933,218.

Pursuant to the letter agreement signed between the Company and Citigroup Global Markets Limited ("CGML"), a fellow subsidiary of the Company, for KAM Japan Prime Selection, the data service fee expense payable to CGML are calculated at 0.18% per annum applied to the daily net asset value of the fund. The total data service fee expenses paid to CGML as at 31 December 2018 amounted to \$2,357,296 (2017: \$3,514,503).

**(b) Management fee expenses**

The Company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the Company. The management fee expense for the reporting period as at 31 December 2018 amounted to \$19,628,027 (2017: \$22,258,411).

**(c) Key management personnel emoluments**

Besides the directors' emoluments disclosed in note 6, there were no other key management personnel emoluments.

Amounts disclosed include emoluments totalling \$25,634,827 (2017: \$18,458,833) to certain key management personnel were paid by group companies of the Company. The Company did not directly reimburse the group companies for the service provided.

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2018*

#### **14 Immediate parent and ultimate controlling party**

At 31 December 2018, the directors consider the Company's immediate parent to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which was incorporated in Hong Kong. This entity produces financial statements but not available for public use. Its ultimate controlling party at 31 December 2018 is considered to be Citigroup Inc., which was incorporated in the United States of America. Citigroup Inc. produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

#### **15 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2018**

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments, new standards and interpretations which are not yet effective for the year ended 31 December 2018 and which have not been adopted in these financial statements. These include the following which may be relevant to the Company.

	<i>Effective for accounting periods beginning on or after</i>
HK(IFRIC) 23, <i>Uncertainty over income tax treatments</i>	1 January 2019
Annual Improvements to HKFRSs 2015-2017 Cycle	1 January 2019

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these amendments, new standards and interpretations is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the financial statements.

## ( 2 ) 【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「( 1 ) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の純損益およびその他の包括利益計算書を御参照ください。

(訳文)

**独立監査人の監査報告書**

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
(香港で設立された有限責任会社)  
の株主各位

**財務書類監査に関する報告****監査意見**

私どもは、7ページから37ページ(訳注:原文のページ)に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「会社」という。)の財務書類、すなわち、2018年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した事業年度における純損益およびその他の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が発行した香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して、2018年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローに対して真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

**監査意見の根拠**

私どもは、HKICPAが発行した香港会計基準(以下「HKSA」という。)に準拠し、実務指針第820号(改訂)「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、HKICPAの「職業的監査人の倫理規定」(以下「当規定」という。)に準拠して会社から独立しており、さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務書類およびそれに対する監査報告書以外の情報**

取締役は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれるすべての情報から成るが、財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない。

財務書類に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務書類もしくは私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾していないか、またはそれ以外に重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

私どもは、実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

## 財務書類に対する取締役の責任

取締役は、HKICPAが発行したHKFRSおよび香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任がある。

財務書類の作成において、取締役は、会社の継続企業の前提の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役が会社を清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

さらに、取締役は、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足していることを確保する必要がある。

## 財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。当報告書は香港会社法の第405条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成されるものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HKSAに準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを確認するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。また私どもは、当該財務書類が香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得る必要がある。

HKSAに準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する他、以下を行う。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。

- 取締役が採用した会計方針の適切性、ならびに取締役によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- 取締役が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について結論付ける。また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不適切な場合は、財務書類に対する私どもの監査意見を修正する必要がある。私どもの結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）、ならびに、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、取締役と、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、協議する。

### 香港証券先物法の香港証券先物（記録の保存）規則および香港証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

ケーピーエムジー

公認会計士  
香港、セントラル  
チャターロード10  
プリンスビル8階  
2019年4月29日

[次へ](#)

Independent auditor's report to the member of Citigroup  
First Investment Management Limited  
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

**Report on the audit of the financial statements**

*Opinion*

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited ( " the Company " ) set out on pages 7 to 37, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2018, the statement of profit of loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2018 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ( " HKFRSs " ) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ( " HKICPA " ) and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

*Basis for opinion*

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing ( " HKSAs " ) and with reference to Practice Note 820 (Revised), *The audit of licensed corporations and associated entities of intermediaries*, issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* ( " the Code " ) and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

*Information other than the financial statements and auditor's report thereon*

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

*Responsibilities of the directors for the financial statements*

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

*Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules

As part of an audit in accordance with HKSA's, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

**KPMG**

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building

10 Chater Road

Central, Hong Kong

29 April 2019

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。